

2021
DISCLOSURE
JAえひめ未来の現況

えひめ未来農業協同組合

目 次

ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況（2年度）	1
5. 農業振興活動	6
6. 地域貢献活動	7
7. リスク管理の状況	9
8. 自己資本の状況	19
9. 主な事業の内容	20

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	36
2. 損益計算書	38
3. 注記表	40
4. 剰余金処分計算書	60
5. 部門別損益計算書	61
6. 会計監査人の監査	61

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	62
2. 利益総括表	62
3. 資金運用収支の内訳	63
4. 受取・支払利息の増減額	63

III 事業の概況

1. 信用事業	64
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ リスク管理債権の状況	
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2. 共済取扱実績	71
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱実績	73
(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
(2) 受託販売品取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 会館利用事業取扱実績	
(5) 加工事業取扱実績	
4. 生活その他事業取扱実績	74
(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
(2) 介護事業取扱実績	
(3) その他事業取扱実績	
5. 指導事業	75
IV 経営諸指標	
1. 利益率	76
2. 貯貸率・貯証率	76
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	78
2. 自己資本の充実度に関する事項	80
3. 信用リスクに関する事項	82
4. 信用リスク削減手法に関する事項	85
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	86
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	86
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	86
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	87
9. 金利リスクに関する事項	87
VI 連結情報	
1. グループの概況	90

(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（2年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 連結事業年度のリスク管理債権の状況	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	122
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(10) 金利リスクに関する事項	
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	132

【JAの概要】

1. 機構図	133
2. 役員構成（役員一覧）	134
3. 会計監査人の名称	134
4. 組合員数	134
5. 組合員組織の状況	135
6. 特定信用事業代理業者の状況	135
7. 地区一覧	135
8. 沿革・あゆみ	136
9. 店舗等のご案内	138

ごあいさつ

組合員・地域住民の皆さまには平素より格別のご愛顧を賜り心より御礼申し上げます。ここに令和2年度実績「ディスクロージャー誌2021」を作成いたしました。

この「ディスクロージャー誌」はJAえひめ未来の経営及び業務内容、活動内容等についての情報開示を通じて地域の皆さまにより信頼してご利用いただくためのものです。

当JAに対するご理解とご関心をより一層深めていただければ幸いです。

昨年から猛威をふるっている新型コロナウイルスの感染拡大は未だ終息の見えない状況ですが、1日も早く全国民がワクチン接種を終え、安心して暮らせる日が来ることを願っております。

令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルスが世界中で猛威をふるい、東京オリンピック延期や緊急事態宣言の発令などにより大きな打撃を受け、雇用やライフスタイルなど我々の生活にも大きな影響を与えました。飲食店や宿泊施設の休業などによる農産物の消費減退や価格低迷により生産者の経営にも影響がでました。感染終息時期が見通せない中で今後経済が正常化に向かうのか依然として不透明な状況であります。

一方、JAをとりまく情勢につきましては、昨年12月に規制改革推進会議は当面の規制改革の実施事項をまとめ、農協改革については准組合員利用規制の在り方の検討や改正農協法の5年度見直しを含めて、今後予断を許さない議論が想定されます。また、令和3年4月から金融庁がJAに対し新たな早期警戒制度を導入し、令和3年度末決算結果からモニタリング対象となります。この制度はJA経営の将来にわたる健全性確保を目的とし、地域に対して金融仲介機能を果たしていない金融機関に対して積極的に市場退出を求めるものです。

このような情勢のもと、昨年は合併に向け、5月の合併調印式、6月の合併総代会、10月の臨時総代会と着実に進め、組合員のみなさまのご賛同を頂き、11月に「JAえひめ未来」が発足しました。合併後は旧JAの組織風土や考え方などの違いをひとつひとつ整理しながら進めてまいりました。事業面ではマイナス金利など厳しい環境下でありましたが、みなさまのご協力により計画以上の実績を残すことができました。

令和3年度は「JAえひめ未来」の実質的な初年度となります。経営理念に掲げた『人とのふれあいを大切に、地域の農業と食を創造し、活力ある豊かな「未来」をつくります。』に基づき、全事業取り組んでまいります。JAをとりまく環境の厳しさは増すことが予想されますが、役職員が気持ちをひとつにして全力で「自己改革」を実践し、組合員・利用者・地域から「合併してよかった」と実感できるJAづくりに取り組んでまいります。

今後とも、みなさまの変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますご挨拶いたします。

以上

令和3年7月

えひめ未来農業協同組合
代表理事組合長 加藤 尚

1. 経営理念

JAえひめ未来は、人とのふれあいを大切に、地域の農業と食を創造し、活力ある豊かな「未来」をつくります。

2. 経営方針

- 一、『地域の「食」は地域の「農業」で守る』を柱に、地域特性を活かす農業を確立します。
- 一、環境変化を見据える総合事業を展開し、豊かに暮らせる地域づくりに貢献します。
- 一、持続可能な経営基盤の確立に努め、地域から必要とされるJAであり続けます。
- 一、組合員・役職員がいきいきと、活気あふれるJAを目指します。

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況(2年度)

(1) 業況

営農販売部門においては、基幹作物である米は、降水量は平年並みからやや多く、梅雨明け以降、高温で推移し、2年連続でウンカ等の病害虫が多く発生し収量・品質ともに大きな影響がありました。裸麦については、2年連続で豊作となり、品質も向上しましたが、契約販売数量との大きな隔たりの中、販売に苦戦し次年度へ向けても課題を残しました。

野菜については、新型コロナウイルスの影響を受け、業務加工用たまねぎの需要が激減し産地として、苦渋の選択により圃場破棄を実施しました。春の七草についても、需要はあるもののアルバイトなどの人材確保に苦戦し、生産数量の調整を余儀なくされました。その他野菜類については、大きな影響もなく例年並みの生産・販売が実施できました。

ときめき水都市本店のリニューアルについては、令和4年4月オープンに向け、建設委員会を設置し、検討を進めています。

金融・共済部門においては、地域社会貢献活動の一環として「行政へ母子手帳ケースの寄贈」「JAこども倶楽部」「乳がん検診」など様々な取り組みを行いました。また定期的にメイン強化

先や認定農業者、新規就農者への訪問を実施し、農家の皆さまの資金需要に対して迅速に対応しています。

貯金事業は、マイナス金利政策が続いており金融環境は大きく変化していますが、総貯金残高1,531億円余りを地域の皆さまからお預かりさせていただいています。

共済事業では、相次ぐ自然災害への備えとして、建物更生共済を中心とした保障充実による安心な暮らしの提供や迅速な罹災調査活動に取り組み、また携帯タブレット端末機による手続とペーパーレス・キャッシュレス化を進め、お客様の利便性向上を図っています。

生活部門においては、コロナ禍の中で徹底した感染拡大防止対策を取りながら、地域のご利用者様に安心・安全を第一としたサービス提供の維持に努めました。また、葬祭事業、介護福祉事業に関わりの深い新居浜市の「新居浜斎場」、西条市の「西条市総合福祉センター」へ、コロナ感染拡大防止対策機器「AIサーモモニター検温器」を寄贈し、地域貢献に努めました。

事業実績につきましては、葬祭事業はコロナ禍で葬儀の縮小傾向が続き事業実績は減収減益となりましたが、令和2年度は西条地区363名(管内シェア47.5%)、新居浜地区261名(管内シェア16.6%)の方々のお見送りをさせていただきました。

介護福祉事業においては、コロナ禍でもご利用者様が安心して利用いただける様、居宅、訪問、通所、小規模多機能の各事業所が一丸となり安全な施設運営に徹しました結果、安定的にご利用者様を迎え入れることができ、事業実績は増収増益となりました。

経済事業においては、コロナ禍において市場経済が不安定な影響もあり、健康増進施設「武丈の湯」、併設する飲食コーナーの売上は来店者の減少により大きく減少し、各種イベントや女性部活動、助け合い活動の中止など、事業計画から大幅な変更となりました。また、燃料・LPGは、世界的な市場情勢の変化により原価が低下した影響もあり、事業実績は減収増益となりました。

本年度は11月にJA新居浜市・JA西条が合併し、「JAえひめ未来」として初めての決算となります。決算結果は事業利益164百万円、経常利益255百万円、当期損失金は106百万円となりましたが、未処分剰余金は927百万円となっております。なお、自己資本比率は15.69%となり、基準(8%)に対し大きく充足しています。

以上、令和2年度の事業概況を報告いたします。

※今年度の損益結果については、期中の合併により存続組合となった旧JA西条(4月～10月)とJAえひめ未来(11月～3月)となります。従いまして、合併までの旧JA新居浜市(4月～10月)は含まれておりません。

(2) 当該事業年度における事業の経過

年月日	事項(主な動き)
令和2年4月 1日	入組式・辞令交付式
1日	令和元年度決算棚卸監事監査
8日	一寸蚕豆 出荷会
9日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第15回合併常任委員会
14日	会計監査人 期末監査II
17日	水稻育苗・栽培講習会
18日	令和2年度あぐりフェア
22日	令和元年度女性部総会
24日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第16回合併常任委員会
27日	青ネギ部会総会
30日	監事会・理事会
5月 1日	第4回JA新居浜市・JA西条合併促進協議会
1日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第17回合併常任委員会
7～8、11、15日	令和元年度決算監事監査
8～22日	聞き取り調査
10日	JA新居浜市・JA西条合併調印式
15、18～20日	令和元年度会計監査人 期末監査
21日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第18回合併常任委員会
27日	監事会
28日	理事会
6月 3日	合併臨時総代会
9日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第19回合併常任委員会
17日	宮中新嘗祭献穀・御田植祭
19、22～23日	地区別事業説明会
23日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第20回合併常任委員会
27日	第55回通常総代会
30日	監事会・理事会
7月 1日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第21回合併常任委員会
8日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第22回合併常任委員会
15日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第23回合併常任委員会
21日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第24回合併常任委員会
27日	JA新居浜市・JA西条合併促進協議会第25回合併常任委員会
30日	監事会・理事会



あぐりフェア



JA新居浜市・JA西条合併調印式



合併臨時総代会



宮中新嘗祭献穀・御田植祭

年月日		事項（主な動き）
7月	31日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第26回合併常任委員会
8月	3～7日	会計監査人 期中監査Ⅰ
	2～3日	秋季農機具展示即売会
	7日	いちご共進会・総会
	12日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第27回合併常任委員会
	19日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第28回合併常任委員会
	26日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第29回合併常任委員会
	27日	七草土づくり講習会
	28日	監事会・理事会
9月	1～10日	味噌作り体験授業
	2日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第30回合併常任委員会
	9日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第31回合併常任委員会
	9日	里芋部会出荷協議会
	12日	秋の菜園フェア
	16日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第32回合併常任委員会
	29日	監事会・理事会
	30日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第33回合併常任委員会
	30日	上半期決算棚卸監事監査
10月	1日	上半期決算棚卸監事監査
	7日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第34回合併常任委員会
	7～9、23日	上半期決算監事監査
	12日	たまねぎ部会総会
	14日	J A新居浜市・J A西条合併促進協議会 第35回合併常任委員会
	23日	臨時総代会
	24～25日	ときめき水都市創業祭
	29日	監事会・理事会
11月	1日	合併記念式典
	1日	臨時理事会・臨時監事会
	11日	女性大学「パンづくり講座&ミニランチ」
	30日	監事会・理事会
12月	1～4、7日	会計監査人 旧J A新居浜市合併時の財務諸表確認
	5～6日	紅まどんなフェア
	9～11日	会計監査人 期中監査Ⅱ



味噌作り体験授業



秋の菜園フェア



合併記念式典



紅まどんなフェア

年月日		事項（主な動き）
12月	21日	女性大学 「コットンパールネックレス& アロマワックス作り」
	28日	監事会・理事会
令和3年1月	4日	野菜初出荷式
	12日	春の七草出前授業
	12日	「新居の恵み」 契約栽培説明会及び栽培講習会
	18～21日	会計監査人 期中監査Ⅱ
	29日	監事会・理事会
2月	10日	女性大学「しまんと新聞バッグ作り講座」
	12日	会計監査人 期中監査Ⅲ
	13日	就農相談会
	26日	監事会・理事会
3月	5日	オクラ栽培講習会
	18日	臨時理事会
	19、22～23日	会計監査人 期中監査Ⅲ
	30日	監事会・理事会
	31日	令和2年度決算棚卸監事監査



春の七草出前授業



女性大学「しまんと新聞バッグ作り講座」

※新型コロナウイルスの影響で中止とした行事については未掲載です。

5. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物作りへの取組み

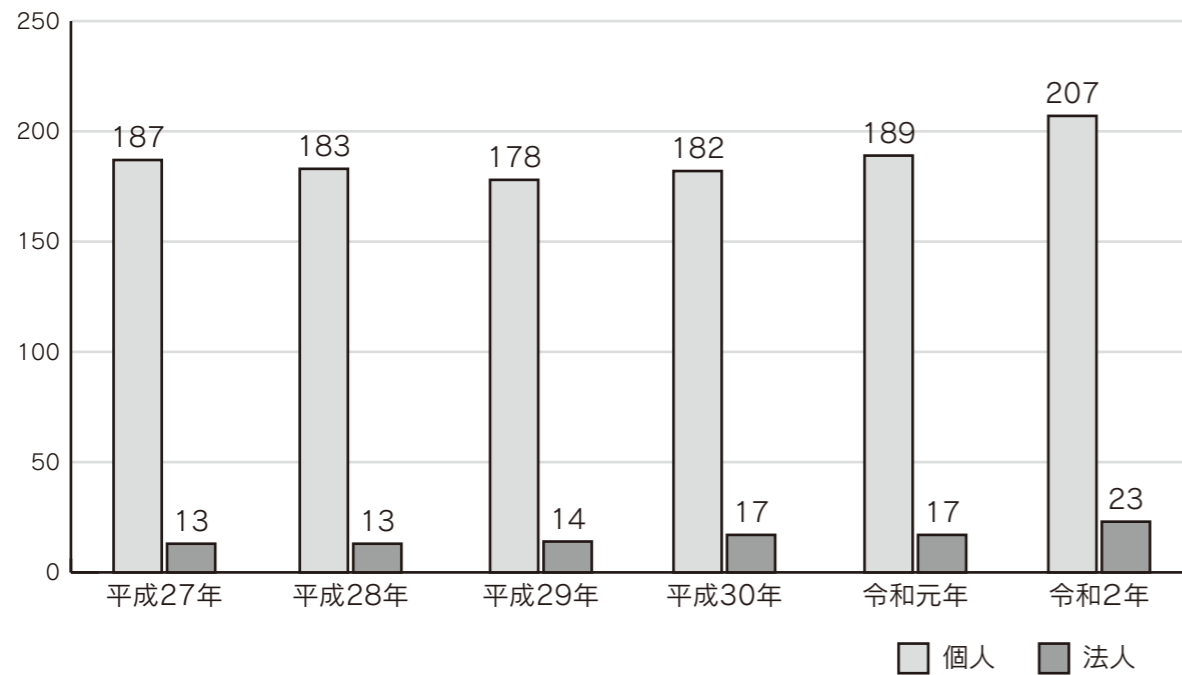
J Aは安全・安心な農産物作り運営規程、生産基準の設定を行い、生産部会員へ生産基準に基づく生産履歴記帳運動活動を行い、農産物の安全の確保、消費者、取引先への安心の提供を主な目的として、生産履歴記帳運動を展開しています。

◇担い手への支援

あぐりセンター及び新居浜経済センターにおいて、行政と連携し認定農業者、担い手農家及び新規就農者への支援等、農業に関する全ての相談を受け付けています。

新規就農者に対する教育・研修と新たな栽培技術の確立に向けた取組みを行うため、実証圃を設置しています。また、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域農業の維持・発展に努めています。

認定農業者推移



※ 当JA管内の認定農業者数です。
 ※ 令和2年は旧J A新居浜市と旧J A西条を合計した人数です。

6. 地域貢献活動

◇地域密着型金融への取組み

J Aグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいく中で、J AバンクえひめとしてJ A・愛媛県信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての地位確立・機能発揮を目指し、担い手金融強化に積極的に取り組んでおります。それぞれの役割分担としては、J Aは認定農業者や集落営農組織等の担い手を主体に金融対応を行っております。愛媛県信連・農林中金はJ Aの取組みを推進・支援する中で「J Aで対応が困難な農業法人等の担い手」に対し、直接融資、またJ Aと融資等を行っていきます。

(1) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

当J Aは農山漁村等地域を基盤とする系統金融機関であることから、愛媛県信連とともに農山漁村等地域に密着した農業者等のニーズを的確に把握するため、農業担い手への金融対応策に取り組んでいます。

○担い手金融リーダーの配置

農業の基盤となる担い手の育成確保を図るため、部門横断的担い手対応部署のメンバーとして、J A・愛媛県信連・農林中金に担い手金融リーダーを配置し、営農指導事業、経済利用事業との連携を図るとともに、担い手農家の資金調達対策等に対応しています。

○担い手金融リーダーの育成

担い手金融リーダーの対応能力向上のため、地域のリーダー会議や農業融資研修に参加しています。

(2) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ(就農・発展期・成熟期・更正期・承継期)に応じた支援に取り組んでいます。

○利子助成支援

担い手農家の農業経営の負担軽減を目的として、J Aバンクアグリサポート利子助成等を実施しています。

○相談対応支援

愛媛県信連と担い手農家・農業法人へ同行訪問を実施するなど農業資金の利用相談等に取り組んでいます。

○各種農業資金、制度資金の提供

農業近代化資金、就農支援資金、日本政策金融公庫資金等の各種農業資金、制度資金を貸し出ししています。

【主な制度資金等】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農 業 近 代 化 資 金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金です。施設の取得・拡張、設備・農機購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	「認定農業者」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
経営体育成強化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
青年等就農資金	新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける資金です。
J A 独自資金	
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できる J A バンク独自の資金です。
J A 農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金です。
農 業 経 営 資 金	組合員の農業経営に資する資金需要に幅広く応えるための J A えひめ未来独自の資金です。
J A 農業おまかせ資金	農業者及び農業を営む法人及び任意団体が農業用施設の改良、造成または取得及び農業経営に必要な資金に対応できる J A バンク独自の資金です。

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する A L M 委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び A L M 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保

が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)の事です。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクの事です。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクの事です。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、店内点検・部署内点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクの事です。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ基本規程」を策定しています。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支

所にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇ 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等の整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話:0897-37-1004)(月～金 9時～17時)

(2) 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)

(1)の窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。

愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、(1)の窓口にお問い合わせください。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇ 内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

(1) 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において、協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(4) 理事の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令システムを明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(5) 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的、効果的監査を支援する。

(6) 組合及びその子会社等における業務の適性を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理体制を整備し、適正かつ効率的に業務を施行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(7) 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務

等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。

- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

◇ 個人情報保護方針

えひめ未来農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1) 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

(2) 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

(3) 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適法な手段で取得いたします。

(4) 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第4項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

(5) 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報(保護法第2条第9項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

(6) 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(7) 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意を頂いた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

(8) 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

(9) 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(10) 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

えひめ未来農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- (3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 利益相反管理体制

当JAえひめ未来(以下、「当JA」といいます。)は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するお

それのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定め、その概要を次のとおり公表します。

(1) 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- ① お客さまと当JAの間の利益が相反する類型
 - 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
 - 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
- ② 当JAの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
 - グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
 - 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

(3) 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- ① 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- ② 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- ③ 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- ④ 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- ⑤ 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

(4) 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- ④ その他対象取引を適切に管理するための方法

(5) 利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

(6) 利益相反管理体制

① 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

② 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

(7) 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ J A バンク利用者保護等管理方針

えひめ未来農業協同組合(以下「当 J A」という。)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

- (1) 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- (2) 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- (3) 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- (4) 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- (5) 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

◇ 金融円滑化にかかる基本方針

当 J A えひめ未来(以下、「当 J A」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

(1) 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

(2) 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

(3) 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

(4) 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

(5) 中小企業者等金融円滑化法への対応

① 農業事業者、中小事業者及び住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

② 当 J A は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生 A D R 等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

(6) 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

① 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

③ 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(7) 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

えひめ未来農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、事業を行うにつまじして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、公共財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※「反社会的勢力等」とは「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネーロンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

8. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、15.69%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	えひめ未来農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,949百万円（前年度1,010百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため平成30年度より増資運動に取り組んでおり、2年度末の出資金額は、対前年度比939百万円増の1,949百万円となっています。

9. 主な事業の内容

① 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階で有機的に結びつき、J A系統金融機関として大きな力を発揮しています。

〔貯金業務〕

いろいろな種類の貯金をお取り扱いして、皆様の多様なニーズにお応えするとともに、地域金融機関として総合力を発揮したサービスを行い、組合員や地域の皆様の豊かな暮らしのパートナーとして各種貯金をご利用いただいております。また、J Aえひめ未来で年金を受け取られている方には、「年金友の会特別定期貯金」などお得な金利上乘せ商品をご案内しています。

【主なJ A貯金のご案内(3年7月1日現在)】

種類	特色	期間	預入単位
総合口座	1冊の通帳に「貯める、受け取る、支払う、借りる」など便利な機能を備えています。	自由	1円単位
普通貯金	いつでも出し入れ自由！カードでの入金もOK。		
貯蓄貯金	増やしながらいつでも使える貯金です。金額階層別(5段階)に金利が設定されています。		
当座貯金	・不利禁止 ・口座開設の際は信用調査が必要 ・払い戻しは小切手振必要		
スーパー定期貯金	・多様な貯金ニーズに応えられる ・各期間での定型方式と、1ヶ月超5年未満で満期日を指定できる満期日指定方式 ・預入3年以上5年以内は半年複利(個人に限定) ・総合口座とセットすれば自動融資可	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月 1年 2年 3年 4年 5年	1,000円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。 ・3年もの半年複利型は個人のみ。		1,000万円以上
期日指定定期貯金	・複利商品(個人に限定) ・300万円未満 ・据置期間(1年)経過後、元金の一部支払可	据置期間1年 最長3年	1,000円以上
変動金利定期貯金	・3年もの定型方式のみ半年複利(個人に限定) ・約定金利は6ヶ月毎の応当日に自動的に変更 ・金額階層別(3段階)に金利設定	3年	1,000円以上
定期積金	・無理なく貯める貯蓄商品 ・積立方法は、毎月と2ヶ月に1回あり	1年以上 10年未満	1,000円以上

〔貸出業務〕

地域に根ざした金融機関として、組合員や地域の皆様の暮らしや業務に必要な資金をご融資するとともに、農業関連産業、地方公共団体などへもご融資し、農業振興や地域経済の向上、発展に貢献しています。また、住宅ローンや教育・マイカーローンなどの使いみちにあわせた各種ローンをご用意いたしております。

また、本所、西条総合相談センター内に「ローン相談センター」を設置し、平日は17時まで、土日は16時まで営業を行い、利用者への利便性の向上、金融サービス機能の充実を目指しております。

なお、ローンのご利用に際しては、組合員資格が必要となります。

【J Aの主なローンのご案内(3年7月1日現在)】

●「プランに合わせたローン」

種類	お使いみち	期間	ご融資金額
住宅ローン	お住まいの新築、増改築をはじめ、新築・中古住宅の購入、土地の購入、借換資金などにご利用いただけます。	3年以上 40年以内	10,000万円以内
リフォームローン	住宅の増改築、太陽光発電等エコリフォーム、改装、補修、空家解体などにご利用いただけます。	1年以上 15年以内	1,000万円以内
教育ローン	ご子弟の進学をJ Aが応援します。入学費、授業料のほか、下宿代、仕送りなどにもご利用いただけます。	最大15年以内 (在学期間+9年)	1,000万円以内
マイカーローン	自動車・オートバイの購入、車検、修理、免許取得費用、他の金融機関からの借換にご利用いただけます。	6ヶ月以上 10年以内	1,000万円以内

●「使いみち自由なローン」

種類	お使いみち	期間	ご融資金額
カードローン	生活に必要な資金を限度額まで自由に使えるローンです。	1年 ただし、解約の意思表示がなく当J Aが信用状況を点検した結果更新に支障がない場合、さらに1年間延長。	500万円以内 極度額方式
フリーローン	ご結婚、ご旅行、お買い物など多様化する資金需要(事業性資金は除く)にご利用いただけます。	6ヶ月以上 10年以内	300万円以内 多目的ローンは 500万円以内

※事業者向け融資については、上記ローンのほか手形貸付、証書貸付及び各種制度融資などにより柔軟に対応しています。

上記各種ローンは、融資対象が限られる場合や一定の基準を満たす必要がある場合があります。また、ローンのご利用に際しましては、ご無理のない計画的なお借り入れ、ならびにご返済にご留意ください。

お借り入れ条件やご返済方法など詳細につきましては、融資窓口にて詳しくご説明・ご相談させていただきます。

お気軽にお問い合わせください。

〔為替業務〕

全国のJA・県信連・農林中金といった金融店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、全国どこの金融機関からでも受け取りができ、当JAの窓口を通してどこの金融機関へでも送金や手形・小切手などの取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

種 類	内 容
振 込 ・ 送 金	本・支所はもとより、全国の金融機関の本・支店に安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りやご商売の送金などに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にはお取立てのうえ口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。

信用事業手数料一覧表 (3年4月1日現在)

(1) 為替手数料

区 分	窓 口	JAネットバンク					JAデータ伝送サービス(ADP)				
		個 人 振込(振替)	法 人		給与・賞与	振込(振替)	総合振込	給与・賞与			
			振込(振替)	総合振込							
月額基本手数料(消費税含)	照会振込サービス	無料	無料	1,100円	—	—	—	—	—		
	照会振込サービス+データ伝送サービス	無料	—	3,300円			3,300円				
手数料1件につき(消費税含)	当店あて	3万円未満	330円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
		3万円以上	550円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
	当組合 本支所あて	3万円未満	330円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	550円	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料	
	県内系統あて	3万円未満	330円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	550円	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料	
	県外系統あて	3万円未満	330円	110円	110円	110円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	550円	220円	220円	220円	無料	220円	220円	無料	
	他金融 機関あて	電信扱	3万円未満	660円	330円	330円	330円	220円	330円	330円	220円
			3万円以上	880円	440円	440円	440円	220円	440円	440円	220円
		文書扱	3万円未満	660円	—	—	—	—	—	—	—
			3万円以上	880円	—	—	—	—	—	—	—

※他行キャッシュカードにて当組合のATMを利用して振込する場合、上記手数料のほかに別途時間帯等に応じたATM支払手数料が必要となります。(提携金融機関の場合、無料時間帯もあり)

※JAデータ伝送サービス(ADP)の月額基本手数料については、データ伝送サービスの取り扱いのみ。

区 分		ATM利用			定時定額 自動振込	総合振込				
		県内系統 キャッシュ カード	県外系統 キャッシュ カード	※他行 キャッシュ カード		媒体利用	帳票	給与・賞与		
月額基本手数料(消費税含)	照会振込サービス	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料		
	照会振込サービス+データ伝送サービス	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料		
手数料1件につき(消費税含)	当店あて	3万円未満	無料	無料	220円	無料	110円	110円	無料	
		3万円以上	無料	無料	440円	無料	220円	330円	無料	
	当組合 本支所あて	3万円未満	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料	
		3万円以上	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料	
	県内系統あて	3万円未満	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料	
		3万円以上	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料	
	県外系統あて	3万円未満	110円	110円	220円	110円	110円	220円	無料	
		3万円以上	220円	220円	440円	220円	220円	440円	無料	
	他金融 機関あて	電信扱	3万円未満	440円	440円	550円	330円	330円	550円	220円
			3万円以上	660円	660円	770円	440円	440円	770円	220円
		文書扱	3万円未満	—	—	—	—	—	—	—
			3万円以上	—	—	—	—	—	—	—

区 分		手数料(消費税含)	
送金手数料 1件につき	当組合本支所・県内系統金融機関あて	440円	
	他金融機関宛	660円	
代金取立手数料 1通につき	当組合本支所宛て	220円	
	県内系統金融機関宛	440円	
	他金融機関あて	普通扱(集中取立)	770円
		至急扱(個別取立)	1,100円
手形交換	当会加盟交換所	220円	
その他諸手数料	振込・送金の組戻料	1件につき	880円
	不渡手形返却料	1通につき	880円
	取立手形組戻料	1通につき	880円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	880円
※ただし、880円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。			

(2) ATM利用手数料(1回につき)

① 当組合ATM利用

キャッシュ(ローン)カードの区分			利用時間	手数料(消費税含)	
農協カード	当組合カード 県内農協カード	受入	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	無料
		支払	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	
	県外農協カード	受入	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	
		支払	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	
JFマリンバンクカード		支払	平日 土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	無料
愛媛銀行カード 伊予銀行カード 三菱UFJ銀行カード	支払	平日	8:30~8:45	110円	
			8:45~18:00	無料	
			18:00~21:00	110円	
他行カード (JFマリンバンクカード、 愛媛銀行カード、伊予銀行カード、 三菱UFJ銀行カードを除く)	支払	平日	8:30~8:45	220円	
			8:45~18:00	110円	
			18:00~21:00	220円	
		土曜日 日曜日 祝日	8:30~21:00	220円	

※ATMの設置場所により取扱時間が異なります。

② 他行等ATM利用(当組合カード使用)

キャッシュ(ローン)カードの区分		利用時間	手数料(消費税含)			
ゆうちょ銀行ATM ※受入は片側取引	受入	平日	8:00~8:45 8:45~18:00 18:00~21:00	110円 無料 110円		
		支払	平日	8:00~8:45 8:45~18:00 18:00~21:00	110円 無料 110円	
			土曜日 日曜日 祝日	8:00~21:00	110円	
	イーネットATM ローソン銀行ATM		受入	平日	8:00~8:45 8:45~18:00 18:00~21:00	110円 無料 110円
		支払		平日	8:00~8:45 8:45~18:00 18:00~21:00	110円 無料 110円
				土曜日	8:00~9:00 9:00~14:00 14:00~21:00	110円 無料 110円
日曜日 祝日			8:00~21:00	110円		

※ゆうちょ銀行ATM及びコンビニATM(イーネット、ローソン銀行)を利用した場合は、被仕向店(当組合)において手数料設定を行い当組合の取扱手数料となる。
※その他、金融機関ATMを利用した場合、仕向店(他行)において手数料設定を行い他行の取扱手数料となる。

(3) キャッシング・サービス利用手数料(1回につき)

区 分	利用時間	手数料(消費税含)
平 日	8:45~18:00	無料
	18:00~21:00	110円
	9:00~14:00	無料
土 曜 日	14:00~17:00	110円
	9:00~17:00	110円

(4) 発行手数料等

区 分		内 容	手数料(消費税含)	
小切手・手形用紙等	小切手用紙交付料	1冊(50枚)につき	2,200円	
	約束手形用紙交付料	1冊(50枚)につき	2,200円	
	為替手形用紙交付料	1冊(20枚)につき	2,200円	
発行手数料	自 己 宛 小 切 手	1枚につき	550円	
	残高証明書	当 組 合 所 定 様 式	1通につき	440円
		監 査 法 人 所 定 様 式	1通につき	3,300円
		そ の 他	1通につき	1,650円
	融 資 証 明 書	1通につき	440円	
	利 息 証 明 書	1通につき	440円	
	取 引 履 歴 明 細 表	1口座につき	550円	
再 発 行 手 数 料	通 帳	1冊につき	1,100円	
	証 書	1枚につき	1,100円	
	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	1枚につき	1,100円	
	I C キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	1枚につき	1,100円	
	I C キ ャ ッ シ ュ ・ ク レ ジ ッ ト 一 体 型 カ ー ド	1枚につき	1,100円	
	ロ ー ン カ ー ド	1枚につき	1,100円	

(注1) 取引履歴明細表は、一般取引先(個人・法人)に限る。

(5) 振替手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
貯蓄貯金(自動振替)スウィング手数料	順スウィング(普通貯金→貯蓄貯金) 1回につき	無料
	逆スウィング(貯蓄貯金→普通貯金) 1回につき	110円
自動振替手数料	(定時・定額自動振替を含む) 1件につき	55円

(6) 口座開設手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
当座貯金口座開設手数料	1口座につき	5,500円

(7) 両替手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)	
両替手数料 ※両替前後で多い方の枚数を適用	1~30枚	当組合に口座をお持ちのお客さま	無料※1
		上記以外のお客さま	220円
	31~100枚		220円
	101~500枚		330円
	501~1,000枚		440円
	1,001~2,000枚		770円
	2,001枚~		1,000枚毎 330円加算

※1 ご本人の通帳もしくはキャッシュカードを窓口へご提示いただけます。

※2 同一金種の新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換は無料。

(8) 融資手数料

区 分		内 容	手数料(消費税含)	
住宅ローン・アパートローン・不動産担保・当座貸越金(抵当権設定契約)	住宅ローン取扱手数料(新規融資時)	1取引	55,000円	
		段階金利融資手数料	1取引 融資額×1.7%	
		変動金利融資手数料	1取引 融資額×1.5%	
	賃貸住宅ローン手数料(新規融資時)	1取引	110,000円	
	不動産担保手数料(新規融資時、賃貸・住宅以外)	1取引	55,000円	
	条件変更手数料(固定金利再選択を含む)	1取引	5,500円	
	繰上返済手数料(一部繰上含む)	インターネット	1取引	無料
		99万円	1取引	11,000円
		100万円~999万円	1取引	22,000円
		1,000万円~1,999万円	1取引	33,000円
2,000万円~2,999万円		1取引	44,000円	
	3,000万円超	1取引	55,000円	
当座貸越金書替手数料	1取引	5,500円		
共済証書担保	確定日付手数料	新規貸付実行時	担保差入証毎 700円	
		建物更生共済むてき継続証が発行されるもの	継続証毎 700円	
小口ローン等	新規融資、条件変更、繰上返済		無料	

※段階金利住宅ローン及び変動金利住宅ローンについては、取扱手数料55,000円と融資手数料を徴求する。

※小口ローン等とは、マイカーローン、教育ローン、共済証書担保等、抵当権設定不要案件とする。

※確定日付手数料について、建物更生共済(むてき)継続証発行対象の場合は、新規貸付実行時に新規貸付実行時の確定日付手数料と継続証発行分の確定日付手数料を併せて徴収する。

(9) 国債振替決済口座管理手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
国債振替決済口座管理手数料	年 間	無 料
振替口座簿記載事項証明書の発行	1 通	無 料

(10) 株式払込金取扱手数料

① 一般払込手数料

新株引受人が個別に株式の申込みに来るような一般の払込に適用する。

手数料 = (有償払込額 × X / 1000 + 5円 × 受付票または領収証通数)

× (1 + 消費税の税率 + 地方消費税の税率)

有償払込額	X	有償払込額	X
340百万円未満	3.50	1,600百万円以上	2.20
340百万円以上	3.40	1,700百万円以上	2.15
380百万円以上	3.30	1,800百万円以上	2.10
420百万円以上	3.20	1,900百万円以上	2.05
460百万円以上	3.10	2,000百万円以上	2.00
500百万円以上	3.00	2,500百万円以上	1.95
600百万円以上	2.90	3,000百万円以上	1.90
700百万円以上	2.80	4,000百万円以上	1.85
800百万円以上	2.70	5,000百万円以上	1.80
900百万円以上	2.60	6,250百万円以上	1.75
1,000百万円以上	2.50	7,500百万円以上	1.70
1,100百万円以上	2.45	8,750百万円以上	1.65
1,200百万円以上	2.40	10,000百万円以上	1.60
1,300百万円以上	2.35	11,250百万円以上	1.55
1,400百万円以上	2.30	12,500百万円以上	1.50
1,500百万円以上	2.25	15,000百万円	1.45
15,000百万円を超過するもの			
X(小数点3位以下切捨) = $\frac{15,000\text{百万} \times 1.45 / 1000 + (\text{有償払込額} - 15,000\text{百万}) \times 1 / 1000}{\text{有償払込額}} \times 1000$			

(注) 有償払込額30億円以上のものについては取扱内容を勘案し、別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することが出来る。

② 一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金を取りまとめて払込むような一括払込の場合に適用する。通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当する。

手数料＝有償払込額×X／1000×(1＋消費税の税率＋地方消費税の税率)

有償払込額	X	有償払込額	X
50百万円未満	2.50	5,000百万円以上	0.43
50百万円以上	2.00	5,500百万円以上	0.41
100百万円以上	1.50	6,000百万円以上	0.40
300百万円以上	1.20	6,500百万円以上	0.39
500百万円以上	1.00	7,000百万円以上	0.38
700百万円以上	0.85	7,500百万円以上	0.36
1,000百万円以上	0.75	8,000百万円以上	0.35
1,300百万円以上	0.69	8,500百万円以上	0.34
1,500百万円以上	0.66	9,000百万円以上	0.33
1,700百万円以上	0.64	10,000百万円以上	0.30
2,000百万円以上	0.62	11,000百万円以上	0.29
2,500百万円以上	0.59	12,000百万円以上	0.28
3,000百万円以上	0.55	13,000百万円以上	0.27
3,500百万円以上	0.51	14,000百万円以上	0.26
4,000百万円以上	0.48	15,000百万円	0.25
4,500百万円以上	0.45		

15,000百万円を超過するもの

$$X(\text{小数点3位以下切捨}) = \frac{15,000\text{百万} \times 0.25 / 1000 + (\text{有償払込額} - 15,000\text{百万}) \times 0.2 / 1000}{\text{有償払込額}} \times 1000$$

(注) 一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議する。

(11) 個人情報の開示等事務手数料

内 容	件数	手数料(消費税含)
店頭での受取の場合	1件	550円
郵送の場合	1件	1,100円

(12) 貸金庫利用料

全自動貸金庫(上部西支所)

貸金庫タイプ	年間利用料(消費税込)		サイズ
	組合員	組合員以外	
6cmタイプ	13,200円	15,840円	幅 26cm 奥行35cm
10cmタイプ	15,840円	18,480円	

手動型貸金庫(中央支所)

種 類	年間利用料(消費税込)	サイズ
A	11,000円	深さ 139.4mm 幅 244.4mm 奥行 383.4mm
B	8,800円	深さ 63.9mm 幅 244.4mm 奥行 383.4mm

〔その他業務〕

○ 年金友の会

令和3年4月現在、会員数は12,023名です。

J A えひめ未来管内22支部で組織され、「年金日帰り旅行」や「ゴルフコンペ」、「グラウンドゴルフ」、等様々なイベントを開催しています。

ご加入希望の方は、最寄りの支所までお気軽にご相談ください。

○ 年金相談

毎週1回、社会保険労務士による「年金相談」を無料で実施しています。年金についての勘違い、もらい忘れの年金など、皆様の疑問やご相談に的確にお答えします。

○ J A キャッシュサービス

J A バンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、全国のJ A バンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。

また、伊予銀行、愛媛銀行、三菱UFJ銀行、セブン銀行(セブンイレブンに設置しているATM)、ローソンATM、イーネットATM(ファミリーマート、ポプラなどに設置しているATM)、J F マリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会サービスも無料でご利用できます。(セブン銀行、ローソンATM、イーネットATM、ゆうちょ銀行のATMでは、ご入金も無料でご利用できます。)

○ J A カード

J A カードは、ショッピングもレジャー、さらにキャッシングサービスもご利用することができます。直売所やガソリンスタンドでは割引も適用され、大変便利です。

○ 自動受取サービス

給与・ボーナス・年金などを決められた日に安全・確実に受取ることができます。

○ 自動支払サービス

簡単なお手続きで、公共料金をはじめ、いろいろなお支払いが自動的にできて便利です。

○ 県公金のお受取り、お支払い

県が支払う土地代金等のお受取りや、自動車税等の県税のお支払いができます。

② 共済事業

J A共済に課せられた役割は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活全般に潜むリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。死亡、病気、ケガ、老後などの「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。この、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

〔ひと〕

J Aの生命共済は、万一保障はもちろん、医療保障の充実にも力を入れています。

長期共済	終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
	一時払終身共済	加入年齢が90歳までになり、相続対策にもご活用いただけるプランです。健康上の理由で他の共済・保険に加入できなかった方も、簡単な告知でお申しいただけます。また、一生涯の万一保障に生前贈与の機能がプラスされ、親世代からの資産承継をスムーズに行うことができます。
	定期生命共済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
	医療共済	日帰り入院からまとまった額の一時金の給付により、入院や入院前後・在宅医療等にかかる費用へご活用いただけます。一生涯保障や先進医療保障などライフプランにあわせて自由に設計できます。また特約により万一の時の保障を確保することもできます。
	引受緩和型医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でご加入できます。入院・手術を保障するプランです。
	がん共済	あらゆる「がん」を診断時から再発・長期治療、先進医療などニーズに合わせた共済期間を保障します。
	予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
	養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
	介護共済	長生きの時代を安心して暮らしていける一生涯の介護保障です。所定の介護状態になった場合、共済金をお受取りいただけます。またJ A共済所定の重度要介護状態も保障しています。
	生活障害共済	病気やケガで働けなくなった場合、生活と家族を守るプランです。身体の障害状態を幅広く保障し、公的保障に連動した保障です。
短期共済	特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」さらには、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
	こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。仕組み改定により、契約者の加入年齢が75歳まで広がり、告知なしでお申込みいただけるようになりました。お孫さんのためにご活用いただけます。
	傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
	賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

〔いえ〕

J Aの建物更生共済は、火災はもちろん、地震を含む自然災害など、さまざまなリスクに対応し、幅広い保障でマイホームをしっかり守ります。

長期共済	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。仕組み改定により、低廉な掛け金で大きな保障が得られるプランが選べるようになりました。また、実損てん補方式の導入により、被害の際のお支払いが充実します。
短期共済	火災共済	住まいの火災損害を保障します。

〔くるま〕

J Aの自動車共済は、確かな保障と独自の割引制度、充実したサービスを提供しています。

短期共済	自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
	自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

③ 営農事業

安全・安心の農産物づくりを基本に、直販所を中心とした流通コストの削減、地域で消費するものは地域で生産しよう！「地消地産」の推進と、管内の基幹作物である米+麦・野菜での水田フル活用による地域の農業振興に努めています。

〔指導〕

組合員の農業所得向上と生産拡大に向けて、地域の特性を活かしたきめ細かな営農指導を行っています。T A C活動として「出向く営農指導」の取り組みを実践しています。

〔カントリーエレベーター〕

大量の粳・麦を乾燥し、生きたままの状態です長時間バラ貯蔵するとともに、必要に応じて必要なだけ新鮮でおいしい「今搾り米」を供給することができます。また、今日の米・麦流通の情勢変化に対応する地域農業の基幹施設として力を発揮しています。

〔グリーンセンター〕

水稲と野菜の複合育苗施設で、効率的育苗生産システムによる優良苗の計画的供給と育苗コストの低減を図っています。主要な取扱品目（水稲は品種）は次のとおりです。

水 稲…コシヒカリ、あきたこまち、ヒノヒカリ、松山三井、にこまるなど
 野 菜…白ねぎ、絹かわなす、キャベツ、白菜、ブロッコリー、たまねぎなど

④ 販売事業

組合員の生産した農産物を集荷し、市場などへ販売しています。主要な取扱品目は次のとおりです。多様な販売チャンネルの開拓や買取販売により農家所得向上に努めています。

穀 物…米、はだか麦など
 野 菜…ほうれん草、いちご、青ねぎ、春の七草、絹かわなす、白ねぎ、里芋、玉ねぎ など

⑤ 保管事業

農業倉庫では、穀物（米、麦）の品質管理や保管業務を行っています。

⑥ 経済事業

仕入れ機能を強化し、品質、価格、安全性などを考慮するなか、農業に必要な生産資材や、生活に必要な商品を組合員・地域の皆様にご提供しています。

〔生産資材〕

組合員や地域の皆様の多様なニーズを把握し、農畜産生産をお手伝いすべく肥料、飼料、農薬、出荷包装資材等を、あぐりセンター、JAグリーンにいはまで取り扱っています。生産資材については、銘柄集約、予約強化等によりコスト削減に努めています。

〔生活物資〕

○ 燃 料

ガソリンスタンドを神戸、古川に設置し、ガソリン・軽油・灯油・オイル・バッテリー・タイヤなどを販売しています。また、灯油や農業用燃料など定期配送サービスを行っています。(古川SSは給油専門店となっています。)

○ プロパンガス

集中管理システム「あんしんキャッチ24」を導入し、より安全で安定した供給に努めるほか、ガス器具や配管などの供給設備も取り扱っています。

○ 食 配

電話一本で、生産者と消費者を結ぶ信頼の「西条産米」・「ひめライス」を迅速にお届けします。

○ 生活用品

水都市直営店で、生鮮食品や一般食料品、日用雑貨品など安全・信用ある商品を取り揃えて販売しています。

○ 観 光

一枚の切符の手配から団体まで、皆様のご希望に合ったさまざまな旅行のプランニングや斡旋をしています。

⑦ その他の事業

〔直販事業…野菜直販所“ときめき水都市”、四季菜広場〕

組合員が丹精こめて育てた野菜・果物・花など年間を通じて色とりどりの新鮮な管内産農産物を直営店3店(本店、みのりちゃん市場、四季菜広場)で販売しています。

また、水都市部会、あかがね市部会として管内の量販店での販売も行っています。

女性・高齢者を含む多様な農業者の育成、生きがいつくりの場とし、消費者と信頼関係を保ちながら「安全・安心な農産物」を提供できる農業を目指していきます。

〔福祉事業〕

専門的な資格・技術を有する福祉職員が、利用者の心身状況に応じたサービスを行います。

居 宅 介 護 支 援 事 業…介護保険に関するご相談の対応や、介護サービス利用申請の代行を行い、介護サービスが必要な方に適したケアプランを作成します。

訪 問 介 護 事 業…ホームヘルパーが居宅に訪問し、入浴、排泄、食事介助等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

通 所 介 護 事 業…デイサービスセンター「いずみの里」「みずほの里」にて、食事・入浴などの日常生活上の支援や、身体機能の維持・向上のための支援を行います。

小規模多機能型居宅介護事業…通い・訪問・泊まりサービスを組み合わせ、「武丈の里」スタッフが住み慣れた家で生活できるよう応援します。

助 け あ い 組 織…地域の元気高齢者を対象に、社会的孤立感の解消及び、自立生活の助

長など介護予防を目的にミニデイを中心としてボランティア活動を行っています。

〔加工事業〕

あぐり工房

水都市本店に併設しており、地元産米を使用した米粉パンの製造販売、喫茶コーナーでは、焼きたて米粉パンとその日水都市に出荷された新鮮な野菜で作るフレッシュジュースなどを提供しています。

平成25年7月に、惣菜部を立上げ「みのりちゃん弁当」の販売を行っています。また、旬の野菜を活用した、安全で健康的な食の提供を行います。

ふれあい工房

女性部の食の拠点、また女性部自家製味噌加工施設として、安心安全な食品加工、地元農産物に付加価値を付けた加工品の開発、販売を行っています。また販売用味噌加工場、製麺場も併設しています。

〔葬祭事業〕

平成8年3月に葬祭事業を開始し、25年を迎えました。新居浜から西条の組合員、地域の皆様に幅広くご利用していただくため「セレモニー友の会」「ルミエール友の会」「やすらぎ会」の葬祭会員特典をご用意して会員募集しています。また総合葬祭式場としてルミエール西条「本館」「あずま会館」「いしづち会館」「思恩(しおん)」にて小規模葬、家族葬、大規模葬まで多様な葬儀ニーズにお応えしています。令和2年度は、西条地区で363件、新居浜地区で261件、合計624件のご葬儀を執り行っています。

〔健康増進事業〕

武丈の湯(浴場)は平成13年12月15日にオープンし、20年を迎えようとしています。組合員・地域の皆様の「憩いの場」、また健康増進施設として令和2年度は15万人のご利用をいただきました。

〔精米事業…コイン精米機〕

JA内各施設に設置しています(一部設置のない施設もあります)。年中無休のコイン式(30kg当たり300円)となっています。是非ご利用ください。

系統セーフティネット(貯金者保護の取組み)

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、J A バンク会員(J A ・信連・農林中金)総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1)個々の J A 等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2020年3月末における残高は1,659億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2020年3月末現在で4,417億円となっています。

MEMO

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2年度(3年3月31日)	元年度(2年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	154,921,237	71,332,898
(1) 現金	699,916	328,599
(2) 預金	126,576,419	53,959,051
系統預金	126,538,877	53,954,288
系統外預金	37,542	4,762
(3) 有価証券	2,346,240	-
国債	2,346,240	-
(4) 貸出金	25,293,170	17,287,954
(5) その他の信用事業資産	319,871	82,314
未収収益	78,418	38,215
その他の資産	241,452	44,098
(6) 貸倒引当金	△ 314,380	△ 325,020
2 共済事業資産	591	309
(1) その他の共済事業資産	591	309
3 経済事業資産	571,182	616,850
(1) 受取手形	2,017	2,347
(2) 経済事業未収金	247,731	319,982
(3) 経済受託債権	17,416	40,693
(4) 棚卸資産	252,536	222,602
購買品	210,450	171,994
その他の棚卸資産	35,731	44,872
貯蔵品	6,353	5,735
(5) その他の経済事業資産	63,489	47,789
(6) 貸倒引当金	△ 12,009	△ 16,564
4 雑資産	378,121	144,021
5 固定資産	7,417,575	4,708,540
(1) 有形固定資産	7,403,730	4,694,165
建物	4,667,284	2,959,077
機械装置	725,120	635,005
土地	5,985,769	3,864,115
建設仮勘定	3,190	924
その他の有形固定資産	792,173	602,034
減価償却累計額	△ 4,769,808	△ 3,366,991
(2) 無形固定資産	13,844	14,374
6 外部出資	4,813,249	2,170,893
(1) 外部出資	4,813,249	2,170,894
系統出資	4,639,656	2,049,801
系統外出資	143,593	91,093
子会社等出資	30,000	30,000
(2) 外部出資等損失引当金	-	△ 0
7 前払年金費用	342,179	23,438
8 繰延税金資産	-	43,617
資産の部合計	168,444,134	79,040,571

科 目	2年度(3年3月31日)	元年度(2年3月31日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	153,710,558	71,418,116
(1) 貯金	153,144,407	70,852,986
(2) 借入金	3,082	4,023
(3) その他の信用事業負債	563,069	561,107
未払費用	29,606	12,898
その他の負債	533,462	548,209
2 共済事業負債	547,917	366,014
(1) 共済資金	370,259	270,600
(2) 未経過共済付加収入	174,600	92,837
(3) その他共済事業負債	3,058	2,576
3 経済事業負債	1,255,137	1,155,483
(1) 経済事業未払金	251,417	185,376
(2) 経済受託債務	32,009	30,651
(3) その他の経済事業負債	971,710	939,455
4 雑負債	182,604	105,103
(1) 未払法人税等	18,657	2,327
(2) リース債務	0	8,768
(3) 資産除去債務	32,889	22,776
(4) その他の負債	131,056	71,230
5 諸引当金	84,825	49,181
(1) 賞与引当金	27,044	15,541
(2) 役員退職慰労引当金	57,780	33,640
6 繰延税金負債	137,349	-
7 再評価に係る繰延税金負債	994,026	567,066
負債の部合計	156,912,419	73,660,966
(純資産の部)		
1 組合員資本	8,887,543	4,051,025
(1) 出資金	1,949,302	1,010,744
(2) 資本準備金	385,975	383,206
(3) 利益剰余金	6,563,905	2,660,655
利益準備金	2,457,000	1,305,000
その他利益剰余金	4,106,905	1,355,655
特別積立金	569,250	79,250
高齢者福祉事業積立金	100,000	100,000
営農振興積立金	320,000	160,000
金融事業基盤強化積立金	860,000	350,000
施設近代化積立金	520,000	200,000
経営安定化対策積立金	740,000	210,000
農産物販売リスク積立金	70,000	-
当期末処分剰余金	927,655	256,405
(うち当期剰余金)	-	137,254
(うち当期損失金)	106,264	-
(4) 処分未済持分	△ 11,640	△ 3,581
2 評価・換算差額等	2,644,172	1,328,579
(1) その他有価証券評価差額金	251,210	-
(2) 土地再評価差額金	2,392,961	1,328,579
純資産の部合計	11,531,715	5,379,605
負債及び純資産の部合計	168,444,134	79,040,571

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2年度 (自 2年4月1日至 3年3月31日)	元年度 (自 31年4月1日至 2年3月31日)
1. 事業総利益	1,941,174	1,570,656
事業収益	6,228,318	5,795,673
事業費用	4,287,144	4,225,017
(1) 信用事業収益	890,886	675,135
資金運用収益	832,114	615,076
(うち預金利息)	(473,293)	(316,241)
(うち有価証券利息)	(13,992)	(-)
(うち貸出金利息)	(255,040)	(220,360)
(うちその他受入利息)	(89,787)	(78,474)
役務取引等収益	45,263	39,030
その他経常収益	13,507	21,028
(2) 信用事業費用	114,444	94,957
資金調達費用	47,840	47,625
(うち貯金利息)	(39,635)	(40,620)
(うち給付補填備金繰入)	(3,603)	(3,101)
(うち借入金利息)	(179)	(424)
(うちその他支払利息)	(4,422)	(3,478)
役務取引等費用	4,883	4,056
その他経常費用	61,719	43,275
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 15,272)	(△ 24,698)
信用事業総利益	776,442	580,177
(3) 共済事業収益	480,086	338,263
共済付加収入	431,712	307,624
共済貸付金利息	-	-
その他の収益	48,373	30,639
(4) 共済事業費用	25,200	17,742
共済借入金利息	-	-
共済推進費用	12,229	7,763
その他の費用	12,970	9,978
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(-)
共済事業総利益	454,886	320,521
(5) 購買事業収益	1,163,559	1,105,870
購買品供給高	1,129,413	1,059,280
修理サービス料	5,646	3,515
その他の収益	28,500	43,075
(6) 購買事業費用	955,650	943,491
購買品供給原価	875,326	864,388
購買品供給費用	30,509	30,944
その他の費用	49,814	48,158
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(5,058)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 4,878)	(-)
(うち貸倒損失)	(-)	(314)
購買事業総利益	207,908	162,379
(7) 販売事業収益	1,210,365	1,649,001
販売品販売高	1,027,323	1,476,464
販売手数料	130,083	103,030
その他の収益	52,959	69,507
(8) 販売事業費用	1,080,383	1,532,770
販売品販売原価	918,447	1,363,145
販売費用	8,024	7,120
その他の費用	153,911	162,504
販売事業総利益	129,982	116,231
(9) 保管事業収益	8,539	11,898
(10) 保管事業費用	1,364	522
保管事業総利益	7,174	11,376
(11) 農業経営事業収益	148	2,500
(12) 農業経営事業費用	446	2,597
農業経営事業総損失	298	96

科 目	2年度 (自 2年4月1日至 3年3月31日)	元年度 (自 31年4月1日至 2年3月31日)
(13) 加工事業収益	128,752	146,762
(14) 加工事業費用	115,303	126,759
加工事業総利益	13,448	20,003
(15) 葬祭事業収益	445,756	412,688
(16) 葬祭事業費用	248,294	208,469
葬祭事業総利益	197,461	204,219
(17) カントリー事業収益	47,998	47,770
(18) カントリー事業費用	18,588	17,934
カントリー事業総利益	29,410	29,835
(19) 高齢者福祉事業収益	181,606	161,592
(20) 高齢者福祉事業費用	90,762	86,839
高齢者福祉事業総利益	90,844	74,752
(21) その他事業収益	161,342	194,500
(22) その他事業費用	121,443	137,443
その他事業総利益	39,899	57,056
(23) 指導事業収入	9,913	7,109
(24) 指導事業支出	15,899	12,910
指導事業収支差額	△ 5,986	△ 5,800
2. 事業管理費	1,777,098	1,469,959
(1) 人件費	1,131,395	966,624
(2) 業務費	224,122	155,225
(3) 諸税負担金	49,081	47,697
(4) 施設費	360,449	296,402
(5) その他事業管理費	12,049	4,009
事業総利益	164,076	100,696
3. 事業外収益	96,233	60,064
(1) 受取雑利息	407	613
(2) 受取出資配当金	39,061	37,699
(3) 貸付貸料	23,907	19,043
(4) 償却債権取立益	336	36
(5) 雑収入	32,521	2,672
4. 事業外費用	4,644	1,624
(1) 寄付金	547	922
(2) 雑損失	4,096	702
経常利益	255,665	159,137
5. 特別利益	2,394	9,485
(1) 固定資産処分益	1,365	-
(2) 一般補助金	1,029	9,485
6. 特別損失	376,075	11,814
(1) 固定資産処分損	51,383	104
(2) 固定資産圧縮損	738	9,171
(3) 減損損失	323,954	2,538
税引前当期利益	-	156,807
税引前当期損失	118,015	-
法人税・住民税及び事業税	26,634	2,327
法人税等調整額	△ 38,385	17,225
法人税等合計	△ 11,751	19,552
当期剰余金	-	137,254
当期損失	106,264	-
当期首繰越剰余金	71,705	67,314
合併に伴う繰越剰余金増加額	773,552	-
土地再評価差額金取崩額	188,661	1,836
営農振興積立金取崩額	-	50,000
当期末処分剰余金	927,655	256,405

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。
※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

3. 注記表

当年度(2年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社……………移動平均法による原価法
- (2) 有価証券
 - ①時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ②時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(大型農機)……………個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外)……………売価還元法による低価法
- その他の棚卸資産……………総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を

計上しています。

破綻懸念先債権に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
(追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項について、その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

二 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

三 会計上の見積りに関する注記

該当する事項はありません。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,283,782千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	370,990千円
機械装置	501,379千円
土地	67,218千円
その他の有形固定資産	344,194千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金	3,010,000千円
------	-------------

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	468,093千円
子会社等に対する金銭債務の総額	70,989千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	192,252千円
-------------------	-----------

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は5,765千円、延滞債権額は566,737千円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又

は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,546千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は582,048千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,591,540千円

- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

五 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	15,527千円
うち事業取引高	15,527千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,007千円
うち事業取引高	60,006千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産(賃貸資産と遊休資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センターについては、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与している

ことから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
橋支所・神戸支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、 その他の有形固定資産、無形固定資産	
氷見支所・禎瑞支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、 その他の有形固定資産	
い ず み の 里	営業用店舗	土地、その他の有形固定資産	
武 丈 の 湯	営業用店舗	土地、建物、機械装置	
武 丈 の 里	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
古 川 給 油 所	営業用店舗	土地、機械装置	
旧 新 堀 支 所	賃 貸 資 産	土地、建物、無形固定資産	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

橋支所・神戸支所、氷見支所・禎瑞支所については、営業収支は黒字であります。令和4年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

いずみの里、武丈の湯、武丈の里、古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	合 計	うち 土地	うち 建物	うち 機械装置	うち その他の有形固定資産	うち 無形固定資産
橋支所・神戸支所	108,824	87,664	18,425	4	2,697	31
氷見支所・禎瑞支所	83,170	64,290	18,033	662	183	-
い ず み の 里	26,278	25,950	-	-	327	-
武 丈 の 湯	84,389	75,887	5,540	2,961	-	-
武 丈 の 里	5,078	2,474	2,538	-	64	-
古 川 給 油 所	2,081	1,750	-	330	-	-
旧 新 堀 支 所	14,130	10,351	3,706	-	-	72
合 計	323,954	268,368	48,245	3,960	3,274	104

(4) 回収可能価額の算定方法

橋支所・神戸支所及び氷見支所・禎瑞支所の固定資産の回収可能金額については使用価値を使用しており、適用した割引率は3.123%です。

その他の各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

六 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債権等の有価証券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理

的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.07%下降したものと想定した場合には、経済価値が113,294千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	126,576,419	126,578,594	2,174
有価証券	2,346,240	2,346,240	—
その他の有価証券	2,346,240	2,346,240	—
貸出金	25,313,372		
貸倒引当金(*1、2)	△ 314,380		
貸倒引当金控除後	24,998,991	26,319,691	1,320,700
資産計	153,921,650	155,244,525	1,322,874
貯金	153,144,407	153,202,543	58,136
負債計	153,144,407	153,202,543	58,136

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金20,201千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (* 1)	4,815,249

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	126,576,419					
有価証券 その他有価証券の 内満期があるもの						2,000,000
貸出金(*1、2)	1,965,378	1,479,669	1,384,433	1,468,719	1,502,759	17,351,337
合計	128,541,797	1,479,669	1,384,433	1,468,719	1,502,759	19,351,337

(*1) 貸出金のうち、当座貸越189,144千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等140,872千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	142,527,072	7,924,279	2,249,834	202,902	104,235	136,085
合計	142,527,072	7,924,279	2,249,834	202,902	104,235	136,085

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

七 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	2,346,240	1,998,975	347,264

*なお、上記差額から繰延税金負債96,053千円を差し引いた額251,210千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、外部出資株式1,999千円の減損処理を行っています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

八 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 23,438千円
合併による増加額	△ 218,463千円
退職給付費用	△ 26,688千円
退職給付の支払額	△ 15,574千円
年金制度への拠出金	△ 58,014千円
前払年金費用	△ 342,179千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,140,506千円
年金資産	△ 1,482,686千円
前払年金費用	△ 342,179千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△ 26,688千円
----------------	------------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,999千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、251,301千円となっています。

九 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	68,181千円
役員退職給与引当金	15,982千円
未収貸付金利息	2,748千円
部会繰越金否認	8,300千円
賞与引当金	7,480千円
減価償却超過額	92,339千円
減損損失	41,774千円
資産除去債務	9,097千円
その他	16,730千円
繰延税金資産小計	262,635千円
評価性引当額	△ 207,985千円
繰延税金資産合計(A)	54,650千円
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務)	△ 1,299千円
前払年金費用	△ 94,646千円
その他有価証券評価差額金	△ 96,053千円
繰延税金負債合計(B)	△ 191,999千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 137,349千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は税引前当期損失となっているため、記載を省略しています。

十 その他の注記

1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当事業年度におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(借手側)

(1) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は29,271千円です。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,325千円
受取利息相当分	△ 1,391千円
合 計	15,934千円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	2,468千円	2,468千円	2,468千円	2,468千円	2,468千円	4,985千円

十一 合併に関する注記

当事業年度において、合併対象資産の全部について、当該合併直前の帳簿価額を付す合併が行われています。

1. 被合併組合の名称 新居浜市農業協同組合
2. 合併の目的 合併を通じて、2JAが持つ経営資源を有効かつ有機的に活用し「健全で堅固なJA経営」を確立し、安定的かつ高水準の総合事業活動を継続的に提供し、組合員及び地域の皆さまが安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。
3. 合併日 令和2年11月1日
4. 合併存続組合の名称 西条市農業協同組合
(合併後 えひめ未来農業協同組合に名称変更)
5. 合併比率及び算定方法 1対1の対等合併
6. 出資1口当たりの金額 1,000円
7. 被合併組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳
資 産 90,903,685千円(うち預金 73,623,254千円、うち有価証券 2,366,850千円、
うち貸出金 7,939,514千円、うち経済事業未収金 47,070千円)
負 債 84,708,266千円(うち貯金 83,363,220千円)
純資産 6,195,419千円(うち出資金 837,903千円)
なお、これらについては帳簿価額で処理しており、会計処理も統一しています。

前年度(元年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子 会 社……………移動平均法による原価法
- (2) 有価証券
①時価のない有価証券……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(大型農機)……………個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外)……………売価還元法による低価法
- その他の棚卸資産……………総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用します。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先債権に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に

見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

二 表示方法の変更に関する注記

1. 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に事業毎の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

三 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,283,782千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	626,725千円
機械装置	501,379千円

土地	67,218千円
その他の有形固定資産	88,458千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金	2,500,000千円
------	-------------

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	501,462千円
子会社等に対する金銭債務の総額	75,442千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	196,865千円
-------------------	-----------

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は5,805千円、延滞債権額は481,436千円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は358,532千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は845,773千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日	平成11年3月31日
-------------	------------

- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額
1,373,617千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

四 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	16,209千円
うち事業取引高	16,209千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,007千円
うち事業取引高	60,000千円
うち事業取引以外の取引高	7千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、又、業務外固定資産(賃貸固定資産と遊休資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、あぐりセンター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
武 丈 の 湯	営業用店舗	土 地	
い ず み の 里	営業用店舗	土 地	
み ず ほ の 里	営業用店舗	土 地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

武丈の湯、いずみの里、みずほの里は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

武丈の湯	1,945千円(土地 1,945千円)
いずみの里	459千円(土地 459千円)
みずほの里	132千円(土地 132千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価

額を合理的に調整し、算定しています。

3. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

五 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資営業課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針に基づき、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理

的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.15%下降したものと想定した場合には、経済価値が103,077千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	53,959,051	53,961,656	2,605
貸出金	17,290,777		
貸倒引当金(*1、2)	△ 325,020		
貸倒引当金控除後	16,965,757	18,096,516	1,130,759
資産計	70,924,808	72,058,173	1,133,364
貯金	70,852,986	70,881,413	28,426
負債計	70,852,986	70,881,413	28,426

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金2,822千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	2,170,894
外部出資等損失引当金	0
引当金控除後	2,170,893

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	53,959,051					
貸出金(*1、2)	1,285,782	1,103,782	962,642	881,859	1,021,653	11,888,440
合計	55,244,833	1,103,782	962,642	881,859	1,021,653	11,888,440

(*1) 貸出金のうち、当座貸越142,540千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等143,795千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	65,005,025	2,188,220	3,375,124	140,891	70,011	73,714
合計	65,005,025	2,188,220	3,375,124	140,891	70,011	73,714

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

六 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 2,166千円
退職給付費用	31,075千円
退職給付の支払額	△ 8,988千円
年金制度への拠出金	△ 43,358千円
前払年金費用	△ 23,438千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	552,553千円
年金資産	△ 578,158千円
未積立退職給付債務	△ 2,166千円
前払年金費用	△ 23,438千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	31,075千円
----------------	----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,019千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、177,394千円となっています。

七 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	78,997千円

役員退職給与引当金	9,304千円
未収貸付金利息	8,530千円
部会繰越金否認	7,806千円
賞与引当金	4,298千円
減価償却超過額	63,825千円
減損損失	9,973千円
資産除去債務	6,300千円
繰越欠損金	4,945千円
その他	2,195千円
繰延税金資産小計	196,178千円
評価性引当額	△ 144,502千円
繰延税金資産合計(A)	51,676千円
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務)	△ 1,575千円
前払年金費用	△ 6,483千円
繰延税金負債合計(B)	△ 8,058千円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	43,617千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	
(調整)	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.84
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.32
住民税均等割等	1.48
評価性引当額の増減	△ 19.48
修正申告による影響	2.05
その他	△ 0.76
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.47%

八 重要な後発事象に関する注記

当組合は、新居浜市農業協同組合と合併する旨の合併契約を令和2年5月10日に締結しました。この契約に基づき、西条市農業協同組合の定款を使用することとし、令和2年6月3日開催予定の合併臨時総代会承認後の令和2年11月1日に合併する予定です。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2年度	元年度
1. 当期末処分剰余金	927,655,338	256,405,786
2. 剰余金処分額	627,416,191	184,700,343
(1)利益準備金	60,000,000	30,000,000
(2)任意積立金	540,000,000	140,000,000
うち高齢者福祉積立金	20,000,000	—
うち営農振興積立金	20,000,000	10,000,000
うち金融事業基盤強化積立金	160,000,000	10,000,000
うち施設近代化積立金	160,000,000	20,000,000
うち経営安定化対策積立金	160,000,000	30,000,000
うち農産物販売リスク積立金	20,000,000	70,000,000
(3)出資配当金	27,416,191	14,700,343
普通出資に対する配当金	27,416,191	14,700,343
3. 次期繰越剰余金	300,239,147	71,705,443

(注) 1. 元年度の出資配当金は年1.5%の割合である。
2年度の出資配当金は年1.5%の割合である。
2. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額等は次のとおりである。

目的積立金

(単位：千円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期末残高
高齢者福祉事業積立金	福祉関連施設の取得、更新、修繕に必要な資金を積み立て、高齢者福祉事業に資することを目的とする。	300,000	高齢者福祉事業で多額の支出を要する場合に取崩す。	100,000
営農振興積立金	営農指導事業の強化に努め、地域営農振興に資することを目的とする。	800,000	農業振興に係る多額の支出を要した場合に相当額を取り崩す。	320,000
金融事業基盤強化積立金	金融環境のめまぐるしい変化等に対応し、金融事業の基盤強化に資することを目的とする。	1,500,000	債権処理など金融事業で多額の支出を要する場合に取り崩す。	860,000
施設近代化積立金	施設の近代化に必要な資金を積み立て、経営の安定強化に資することを目的とする。	1,500,000	施設の取得、更新等で多額の支出を要した場合に取り崩す。	520,000
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生する可能性のあるリスクへの備えとして、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	1,500,000	以下の事由が発生した場合に必要と認められた範囲内で取り崩す。 1. 固定資産の減損損失及び固定資産の撤去・除去並びに修繕 2. 会計変更等の影響に伴う多額の処理 3. その他1～2に準ずる支出または組合の財務に大きな影響を及ぼす損失・支出	740,000
農産物販売リスク積立金	農産物の販売による貸倒損失や農産物の販売に伴う将来的なリスク等に備えることを目的とする。	200,000	農産物の販売にかかる貸倒損失や市場価格変動等の臨時的損失、農産物の販売に伴う事故や災害等により臨時的費用を計上した場合に取り崩す。	70,000

5. 部門別損益計算書(2年度)

(単位：千円)

区 分	算 式	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4,782,191	890,886	480,086	2,343,824	1,057,763	9,632	
事業費用	②	2,841,017	114,444	25,200	2,015,230	674,297	11,846	
事業総利益	③=①-②	1,941,174	776,442	454,886	328,594	383,466	△ 2,214	
事業管理費	④	1,777,098	628,647	384,654	341,909	352,516	69,372	
(うち減価償却費※)	⑤	128,673	36,846	22,351	43,379	21,774	4,323	
(うち人件費※)	⑤'	1,131,395	388,427	282,198	210,898	200,616	49,256	
うち共通管理費	⑥		300,997	196,570	101,356	116,713	36,857	△ 752,493
(うち減価償却費※)	⑦		33,963	22,180	11,437	13,169	4,159	△ 84,908
(うち人件費※)	⑦'		149,359	97,541	50,295	57,915	18,289	△ 373,399
事業利益	⑧=③-④	164,076	147,795	70,232	△ 13,315	30,950	△ 71,586	
事業外収益	⑨	96,233	51,325	25,970	7,667	8,566	2,705	
うち共通分	⑩		22,091	14,426	7,439	8,566	2,705	△ 55,227
事業外費用	⑪	4,644	1,858	1,213	626	720	227	
うち共通分	⑫		1,434	936	483	556	175	△ 3,584
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	255,665	197,262	94,990	△ 6,274	38,796	△ 69,109	
特別利益	⑭	2,394	958	625	323	371	117	
うち共通分	⑮		546	357	184	211	67	△ 1,365
特別損失	⑯	376,075	150,430	98,240	50,655	58,330	18,420	
うち共通分	⑰		150,430	98,240	50,655	58,330	18,420	△ 376,075
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	△ 118,015	47,790	△ 2,625	△ 56,606	△ 19,163	△ 87,412	
営農指導事業分配賦額	⑲		27,867	20,107	19,644	19,794	△ 87,412	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	△ 118,015	19,923	△ 22,732	△ 76,250	△ 38,957		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。
(1) 共通管理費等(人員割) 100%
(2) 営農指導事業(均等割+事業総利益割) の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦割合) は次のとおりです。(単位：%)

	信用	共済	農業関連	生活その他	営農指導	計
共通管理費等	40.00	26.12	13.47	15.51	4.90	100
営農指導事業費	31.88	23.00	22.47	22.65		100

3. 部門別の資産 (単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	その他事業合計	共通資産
事業別の資産	155,493,010	154,921,237	591	571,182	12,937,279
総資産(共通資産配分後)	168,444,134	160,096,149	3,379,808	4,954,332	—

6. 会計監査人の監査

2020年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
経常収益(事業収益)	5,838	5,912	5,896	5,937	6,134
信用事業収益	657	707	715	675	890
共済事業収益	368	352	358	338	480
農業関連事業収益	2,820	3,787	3,805	3,901	3,695
生活その他事業収益	1,988	1,061	1,010	1,016	1,057
営農指導事業	5	5	6	6	9
経常利益	133	199	181	159	255
当期剰余金	11	△122	97	137	△106
出資金 (出資口数)	950 (950,556)	939 (939,943)	953 (953,896)	1,010 (1,010,744)	1,949 (1,949,302)
総資産額	72,668	74,990	79,191	79,040	168,444
純資産額	5,257	5,105	5,200	5,379	11,531
貯金等残高	64,715	66,960	71,151	70,852	153,144
貸出金残高	15,437	15,882	16,514	17,287	25,293
剰余金処分配当金額	18	18	13	14	27
出資配当の額	18	18	13	14	27
職員数	154	157	156	159	275
単体自己資本比率	15.69	14.60	13.89	13.81	15.69

- (注) 1. 経常利益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行などの当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	2年度	元年度	増減
資金運用収支	784	567	217
役務取引等収支	40	34	6
その他信用事業収支	△48	△22	△26
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	776 (0.50)	580 (0.81)	196 (△0.31)
事業粗利益 (事業粗利益率)	2,115 (1.26)	1,570 (1.99)	545 (△0.73)
事業純益	△2,286		
実質事業純益	338		
コア事業純益	338		
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	338		

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	2年度			元年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	106,257	741	0.70	71,206	536	0.75
うち預金	84,853	473	0.56	54,192	316	0.58
うち有価証券	857	13	1.52	—	—	—
うち貸出金	20,547	255	1.24	17,014	220	1.29
資金調達勘定	106,428	43	0.04	71,254	43	0.06
うち貯金・定積	106,390	43	0.04	71,167	43	0.06
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	38	0	0.00	87	0	0.00
総資金利ざや	—	—	0.35	—	—	0.36

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	2年度増減額	元年度増減額
受取利息	205	△36
うち預金	157	△32
うち有価証券	13	—
うち貸出金	35	△4
支払利息	0	△11
うち貯金・定期貯金	0	△11
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差引	205	△25

- (注) 1. 増減額は前年対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種類	2年度	元年度	増減
流動性貯金	58,792 (37.90)	23,775 (33.41)	35,017
定期性貯金	96,290 (62.08)	47,375 (66.58)	48,915
その他の貯金	34 (0.02)	9 (0.01)	25
小計	155,117 (100.00)	71,160 (100.00)	83,957
譲渡性貯金	0 (0.00)	0 (0.00)	0
合計	155,117 (100.00)	71,160 (100.00)	83,957

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種類	2年度	元年度	増減
定期貯金	91,066	44,281	46,785
うち固定金利定期	91,064 (99.99)	44,280 (100.00)	46,784
うち変動金利定期	2 (0.01)	0 (0.00)	2

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

科目	2年度	元年度	増減
手形貸付	110	0	110
証書貸付	24,952	16,796	8,156
当座貸越	182	219	△37
割引手形	0	0	0
合計	25,245	17,016	8,229

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	2年度	元年度	増減
固定金利貸出	22,494 (88.94)	15,179 (87.81)	7,315
変動金利貸出	2,597 (10.27)	1,952 (11.29)	645
その他	201 (0.79)	156 (0.90)	45
合計	25,293 (100.00)	17,287 (100.00)	8,006

(注) ()内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項目	2年度	元年度	増減
貯金・定期積金等	379	324	55
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	3	7	△4
その他担保物	70	0	70
小計	453	332	121
農業信用基金協会保証	14,809	8,528	6,281
その他保証	2,252	1,657	595
小計	17,061	10,185	6,876
信用	7,777	6,769	1,008
合計	25,293	17,287	8,006

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

項目	2年度	元年度	増減
設備資金	23,876 (94.4)	15,875 (91.83)	8,001
運転資金	1,417 (5.6)	1,412 (8.17)	5
合計	25,293 (100.00)	17,287 (100.00)	8,006

(注) ()内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業種	2年度	元年度	増減
農業	2,531 (10.01)	2,103 (12.17)	428
林業	43 (0.17)	44 (0.25)	△1
水産業	59 (0.23)	62 (0.36)	△3
製造業	4,297 (16.99)	2,897 (16.76)	1,400
鉱業	308 (1.22)	147 (0.85)	161
建設・不動産業	2,722 (10.76)	1,871 (10.83)	851
電気・ガス・熱供給水道業	339 (1.34)	155 (0.90)	184
運輸・通信業	1,296 (5.12)	874 (5.06)	422
金融・保険業	382 (1.51)	201 (1.16)	181
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,168 (16.48)	3,204 (18.54)	964
地方公共団体	139 (0.55)	151 (0.87)	△12
非営利法人	0 (0.00)	0 (0.00)	0
その他	9,004 (35.62)	5,572 (32.25)	3,432
合計	25,293 (100.00)	17,287 (100.00)	8,006

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	2年度	元年度	増 減
農 業	590	468	122
耕 作	94	102	△ 8
野 菜	16	25	△ 9
果樹・樹園農業	9	10	△ 1
養豚・肉牛・酪農	99	0	99
その他農業	370	329	41
合 計	590	468	122

(注) 1. 農業関連の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	2年度	元年度	増 減
プロパー資金	242	212	30
農業制度資金	347	256	91
農業近代化資金	245	252	△ 7
その他制度資金	102	0	102
合 計	590	468	122

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているものうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

〔受託貸付金〕

該当取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：千円)

区 分	2年度	元年度	増 減
破綻先債権額	5,765	5,805	△ 40
延滞債権額	566,737	481,436	85,301
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	9,546	358,532	△ 348,986
合 計	582,048	845,773	△ 263,725

(注) 1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第一項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。
3. 3ヶ月以上延滞債権
元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

区 分	債権額 [a]	[b]	保全額		保全率 [b]/[a]	引当率 [d]/[a-c]	
			担保・保証等 [c]	引当 [d]			
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	2年度	401	401	119	282	100.00%	100.00%
	元年度	363	363	80	282	100.00%	99.65%
危険債権	2年度	170	170	152	17	100.00%	94.44%
	元年度	123	123	92	31	100.00%	100.00%
要管理債権	2年度	9	4	4	0	44.44%	0.00%
	元年度	358	340	340	0	94.97%	0.00%
小 計	2年度	582	574	275	299	98.63%	97.39%
	元年度	845	825	512	313	97.63%	93.99%
正 常 債 権	2年度	24,724					
	元年度	16,450					
合 計	2年度	25,306					
	元年度	17,296					

(注) 上記の債権区分は、「金融機能再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い、債権額を掲載しております。

- ①破産更正債権及びこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻先に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ②危険債権
経営破綻の状態にはないが、財政状況の悪化等により元本及び利息の回収ができない可能性の高い債権
- ③要管理債権
3ヵ月以上延滞貸出債権及び貸出条件緩和貸出債権
- ④正常債権
上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2年度				元年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	11	14	—	11	14	20	11	—	20	11
個別貸倒引当金	330	311	19	310	311	414	330	73	340	330
合 計	341	326	19	321	326	434	341	73	361	341

⑫ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		2年度		元年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	9	82	10	77
	金額	9,089	23,730	7,874	13,386
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	1	28	10	0
雑 為 替	件数	0	0	0	1
	金額	351	467	213	1,323
合 計	件数	10	83	12	79
	金額	9,442	24,225	8,098	14,709

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	2年度	元年度	増 減
国 債	2,398	—	2,398
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	2,398	—	2,398

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
元年度								
国 債						0		0
地 方 債								
政府保証債								
金 融 債								
短期社債								
社 債								
株 式								
その他の証券								
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0
2年度								
国 債						2,346,240		2,346,240
地 方 債								
政府保証債								
金 融 債								
短期社債								
社 債								
株 式								
その他の証券								
合 計	0	0	0	0	0	2,346,240	0	2,346,240

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の有価証券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

種 類	2年度			元年度			
	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	
又は貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	2,346	1,998	347	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,346	1,998	347	—	—	—
	合 計	2,346	1,998	347	—	—	—
又は貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	株 式	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	2年度		元年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終 身 共 済	3,570	103,987	1,388	64,153
	定 期 生 命 共 済	261	732	83	369
	養 老 生 命 共 済	502	19,361	212	11,005
	うちこども共済	470	10,712	184	4,869
	医 療 共 済	33	4,689	1	2,212
	が ん 共 済	—	876	—	551
	定 期 医 療 共 済	—	935	—	612
	介 護 共 済	295	1,416	212	785
	年 金 共 済	—	235	—	229
	建 物 更 生 共 済	22,903	196,695	10,428	87,134
合 計	27,567	328,930	12,327	167,054	

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	2年度		元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	201	5,251	74	3,040
が ん 共 済	47	1,946	31	1,276
定 期 医 療 共 済	—	241	—	188
合 計	248	7,439	105	4,504

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	2年度		元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	358	2,130	233	1,038
生活障害共済(一時金型)	85	828	72	720
生活障害共済(定期年金型)	78	305	11	119
特 定 重 度 疾 病 共 済	639	639	—	—
合 計	1,161	3,903	317	1,878

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	2年度		元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	532	3,369	622	1,325
年 金 開 始 後	—	484	—	210
合 計	532	3,854	622	1,536

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保障年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	2年度		元年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	22,117	19	11,177	9
自 動 車 共 済		445		248
傷 害 共 済	10,720	7	9,138	4
個 人 賠 責		0		0
自 賠 責 共 済		66		39
合 計		539		302

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度		元年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥 料	143	24	124	18
農 薬	150	30	144	16
飼 料	44	0	0	0
農 業 機 械	161	16	118	12
自 動 車	17	0	36	0
そ の 他	101	13	104	13
合 計	619	85	529	61

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度		元年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	75	9	53	7
麦・豆・雑穀	12	6	25	3
野 菜	478	11	463	13
果 樹	2	0	-	-
花 き ・ 花 木	0	0	0	0
畜 産 物	82	0	0	0
直 販 品	636	81	585	78
合 計	1,288	110	1,128	103

(3) 保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		2年度	元年度
収 益	保 管 料	8	9
	そ の 他	0	2
	小 計	8	11
費 用	その他の費用	1	0
	小 計	1	0
差 引		7	11

(4) 会館利用事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度	元年度
	取扱高	取扱高
会 場 幹 旋	3	6

(5) 加工事業取扱実績

(単位:百万円)

種 類	2年度	元年度
	取扱高	取扱高
生 花	15	19
精 米	70	76
製 造	40	49
合 計	127	145

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品(生活物資)取扱実績

(単位：百万円)

種 類	2年度		元年度	
	供給高	粗収益	供給高	粗収益
食 品	7	1	5	0
耐 久 消 費 材	2	0	2	0
日 用 保 健 雑 貨	7	1	4	1
燃 料	296	49	352	41
家 庭 燃 料	150	110	117	85
そ の 他	45	5	47	5
合 計	509	168	529	133

(2) 介護事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		2年度	元年度
収 益	居宅介護支援	33	31
	訪 問 介 護	32	24
	福祉用具貸与	—	—
	通 所 介 護	70	65
	小規模多機能	45	39
	合 計	181	161
費 用	介護労務費	75	74
	介護経費	5	3
	介護材料費	5	5
	介護雑費	4	2
	合 計	90	86

(3) その他事業取扱実績

① 精米事業

(単位：百万円)

種 類	2年度	元年度
コ イ ン 精 米	7	10

② 葬祭事業

(単位：件、百万円)

種 類	2年度	元年度
取 扱 件 数	363	362
祭 壇	168	183
幹 旋 品	137	199

③ 健康増進施設事業

(単位：百万円)

種 類	2年度	元年度
利 用 料	68	90

5. 指導事業

【営農指導事業】

(単位：百万円)

項 目		2年度	元年度
収 入	実 費 収 入	0	0
	指 導 雑 収 入	9	6
	計	9	6
支 出	営農改善費	9	5
	組 織 育 成 費	2	3
	計	11	8

【生活指導事業】

(単位：百万円)

項 目		2年度	元年度
収 入	実 費 収 入	0	0
	指 導 雑 収 入	0	0
	計	0	0
支 出	生活文化改善費	1	2
	組 織 育 成 費	2	1
	教 育 情 報 費	0	0
	計	4	4

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	2年度	元年度	増減
総資産経常利益率	0.21	0.19	0.02
資本経常利益率	4.22	4.08	0.14
総資産当期純利益率	△ 0.09	0.16	△ 0.25
資本当期純利益率	△ 1.75	3.51	△ 5.26

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率=経常利益/資本勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

項目	2年度	元年度	増減	
貯貸率	期末	16.52	24.40	△ 7.88
	期中平均	19.31	23.91	△ 4.60
貯証率	期末	1.53	0.00	1.53
	期中平均	0.81	0.00	0.81

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高/貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高/貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

MEMO

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2年度	元年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,860,026	4,036,325
うち、出資金及び資本準備金の額	2,335,277	1,393,950
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	6,563,905	2,660,655
うち、外部流出予定額(△)	27,416	14,700
うち、上記以外に該当するものの額	△ 11,640	△ 3,581
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,491	11,442
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14,491	11,442
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	432,176	333,901
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,306,793	4,381,669
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	13,844	14,374
うち、のれんに係るものの額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13,844	14,374
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
前払年金費用の額	342,179	23,438
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0

項 目	2年度	元年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	356,024	37,813
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,950,770	4,343,855
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	53,636,010	28,315,777
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,201,305	1,855,006
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,201,305	1,855,006
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,403,186	3,116,310
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	57,039,197	31,432,087
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.69%	13.81%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	2年度			元年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	699	—	—	328	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	139	—	—	151	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	126,617	25,323	1,012	53,966	10,793	431
法人等向け	2,489	2,275	91	1,619	1,404	56
中小企業等向け及び個人向け	1,313	788	31	684	382	15
抵当権付住宅ローン	4,079	1,410	56	2,963	1,018	40
不動産取得等事業向け	97	97	3	—	—	—
三月以上延滞等	131	46	18	189	85	3
取立未済手形	12	2	0	8	1	0
信用保証協会等保証付	14,816	1,472	58	8,533	847	33
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	349	349	139	224	224	8
（うち出資等のエクスポージャー）	349	349	139	224	224	8
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	12,116	18,668	746	8,853	11,701	468
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,463	11,159	446	1,946	4,865	194
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	51	129	5
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,653	7,508	300	6,856	6,707	268
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—

信用リスクアセット	2年度			元年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	3,201	128	—	1,855	74
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	164,866	53,636	2,145	77,523	28,315	1,132
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	164,866	53,636	2,145	77,523	28,315	1,132
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
		3,403	136	3,116	124	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
		57,039	2,281	31,432	1,257	

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	2年度					元年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	164,866	25,327	2,002	-	131	77,523	17,328	-	-	189
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	164,866	25,327	2,002	-	131	77,523	17,328	-	-	189
法人	農業	729	729	-	-	89	89	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	363	363	-	-	8	8	-	-	-
	鉱業	18	18	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	3,000	2,970	-	-	2	1,625	1,595	-	21
	電気・ガス・熱供給・水道業	29	29	-	-	7	7	-	-	-
	運輸・通信業	294	294	-	-	233	233	-	-	31
	金融・保険業	131,218	13	-	-	55,993	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,143	934	-	-	6	845	723	-	7
	日本国政府・地方公共団体	2,196	194	2,002	-	158	158	-	-	-
	上記以外	920	920	-	-	74	74	-	-	-
個人	19,145	18,857	-	-	122	14,437	14,437	-	129	
その他	5,806	-	-	-	-	4,049	-	-	-	
業種別残高計	164,866	25,327	2,002	-	131	77,523	17,328	-	189	
1年以下	126,934	316	-	-	54,130	164	-	-	-	
1年超3年以下	488	488	-	-	477	477	-	-	-	
3年超5年以下	1,118	1,118	-	-	727	727	-	-	-	
5年超7年以下	1,057	1,057	-	-	667	667	-	-	-	
7年超10年以下	1,468	1,468	-	-	1,144	1,144	-	-	-	
10年超	22,461	20,459	2,002	-	13,785	13,785	-	-	-	
期限の定めのないもの	11,338	418	-	-	6,589	361	-	-	-	
残存期間別残高計	164,866	25,327	2,002	-	77,523	17,328	-	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	2年度					元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	11	14	-	11	14	20	11	-	20	11
個別貸倒引当金	330	311	19	311	311	414	330	73	340	330

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

区 分	2年度						元年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	330	311	19	311	311		414	330	73	340	330	
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	330	311	19	311	311		414	330	73	340	330	
法 人	農業	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	16	-	-	16	-	-	24	16	-	24	16
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	211	177	-	211	177	-	212	211	-	212	211
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	7	6	-	7	6	-	7	7	-	7	7
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	95	123	19	95	123	19	169	96	73	97	95	73
業種別計	330	311	19	311	311	19	414	330	73	340	330	73

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位:百万円)

	2年度			元年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト 0%	-	3,378	3,378	-	916	916
リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 10%	-	14,725	14,725	-	8,475	8,475
リスク・ウェイト 20%	-	126,630	126,630	-	53,974	53,974
リスク・ウェイト 35%	-	4,038	4,038	-	2,908	2,908
リスク・ウェイト 50%	-	32	32	-	105	105
リスク・ウェイト 75%	-	1,068	1,068	-	512	512
リスク・ウェイト 100%	-	13,682	13,682	-	10,429	10,429
リスク・ウェイト 150%	-	47	47	-	57	57
リスク・ウェイト 250%	-	4,463	4,463	-	1,997	1,997
その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-
計	-	168,068	168,068	-	79,378	79,378

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	2年度			元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	7	0	－	1	－	－
抵当権住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
合計	7	0	－	1	－	－

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定

を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については総合管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2年度		元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	－	－	－	－
非 上 場	4,813	4,813	2,170	2,170
合 計	4,813	4,813	2,170	2,170

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類する等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当はありません。

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当はありません。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当はありません。

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatchが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適

切なりリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針及び手続の概要

- リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

- 当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しています。
- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
 - 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、西条市農業協同組合と新居浜市農業協同組合の合併により貸出金残高が増加したことによるものです。

- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIと大きく異なる点)

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,329	844	88	15
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,294	802		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,329	844		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,950		4,343	

VI 連結情報

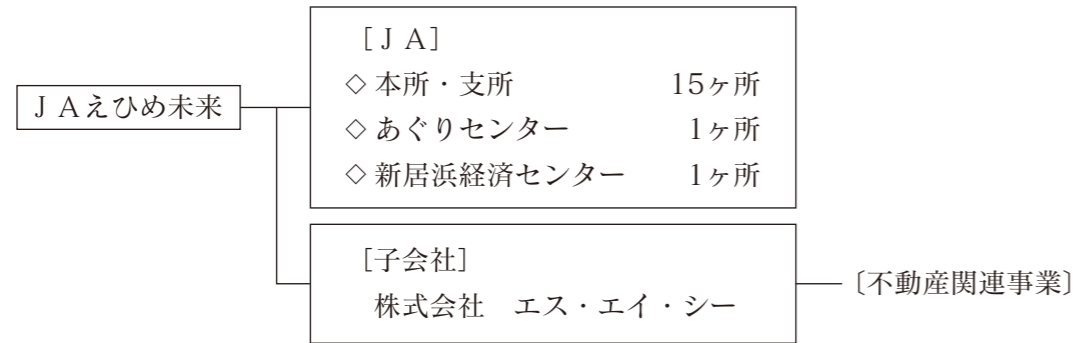
1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A えひめ未来のグループは、当 J A、子会社株式会社エス・エイ・シーで構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は株式会社エス・エイ・シーです。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違ありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる事務所又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は 出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
株式会社 エス・エイ・シー	西条市神拝甲 478-1	不動産賃貸・ 管理	平成10年7月13日	30	100	100

(3) 連結事業概況(2年度)

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

2年度の当 J A の連結決算は、子会社・子法人等を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益1,995百万円、連結当期損失金94百万円、連結純資産11,615百万円、連結総資産168,473百万円で、連結自己資本比率は15.65%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社 エス・エイ・シー

2年度は、J A えひめ未来と連携し、不動産の賃貸で70百万円の取扱いを行いました。

この結果、当期利益は11百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
連結事業収益	6,575	6,018	5,996	6,046	6,208
信用事業収益	647	698	706	666	883
共済事業収益	368	352	358	338	480
農業関連事業収益	2,820	3,787	3,805	3,901	3,659
その他事業収益	2,740	1,181	1,127	1,141	1,186
連結経常利益	125	203	198	176	273
連結当期利益	5	△ 119	108	148	△ 94
連結純資産額	5,304	5,155	5,260	5,451	11,615
連結総資産額	72,640	74,958	79,189	79,053	168,473
連結自己資本比率	15.67	14.59	13.86	13.77	15.65

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2年度 (3年3月31日)	元年度 (2年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	154,453	70,831
(1) 現金及び預金	127,276	54,287
(2) 有価証券	2,346	—
(3) 貸出金	24,825	16,786
(4) その他の信用事業資産	319	82
(5) 貸倒引当金	△ 313	△ 324
2 共済事業資産	0	0
(1) その他の共済事業資産	0	0
3 経済事業資産	571	617
(1) 受取手形及び経済事業未収金	267	363
(2) 棚卸資産	252	222
(3) その他の経済事業資産	63	47
(4) 貸倒引当金	△ 12	△ 16
4 雑資産	378	144
5 固定資産	7,944	5,251
(1) 有形固定資産	7,930	5,237
建物	4,876	3,185
機械装置	725	635
土地	6,301	4,179
建設仮勘定	3	0
その他の有形固定資産	793	603
減価償却累計額	△ 4,769	△ 3,366
(2) 無形固定資産	13	14
6 外部出資	4,783	2,140
(1) 外部出資	4,783	2,140
7 退職給付に係る資産	342	23
8 繰延税金資産	—	43
資産の部合計	168,473	79,053

科 目	2年度 (3年3月31日)	元年度 (2年3月31日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	153,645	71,348
(1) 貯金	153,078	70,783
(2) 借入金	3	4
(3) その他の信用事業負債	563	561
2 共済事業負債	547	366
(1) 共済資金	370	270
(2) その他の共済事業負債	177	95
3 経済事業負債	1,250	1,150
(1) 支払手形及び経済事業未払金	278	210
(2) その他の経済事業負債	971	939
4 雑負債	199	121
5 諸引当金	84	49
(1) 賞与引当金	27	15
(2) 役員退職慰労引当金	57	33
6 繰延税金負債	137	—
7 再評価に係る繰延税金負債	994	567
負債の部合計	156,858	73,602
(純資産の部)		
1 組合員資本	8,970	4,122
(1) 出資金	1,949	1,010
(2) 資本剰余金	385	383
(3) 利益剰余金	6,647	2,732
(4) 処分未済持分	△ 11	△ 3
2 評価・換算差額等	2,644	1,328
(1) 土地再評価差額金	2,644	1,328
純資産の部合計	11,615	5,451
負債及び純資産の部合計	168,473	79,053

(6) 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2年度 (自2年4月1日 至3年3月31日)	元年度 (自31年4月1日 至2年3月31日)
1 事業総利益	1,995	1,623
(1) 信用事業収益	883	666
資金運用収益	824	606
(うち預金利息)	473	316
(うち有価証券利息)	13	—
(うち貸出金利息)	247	212
(うちその他受入利息)	89	78
役務取引等収益	45	39
その他事業直接収益	13	21
(2) 信用事業費用	114	95
資金調達費用	47	47
(うち貯金利息)	39	40
(うち給付補てん備金繰入)	3	3
(うち借入金利息)	0	0
(うちその他支払利息)	4	3
役務取引等費用	4	4
その他経常費用	61	44
(うち貸倒引当金戻入益)	△15	△23
信用事業総利益	768	571
(3) 共済事業収益	480	338
共済付加収入	431	307
その他の収益	48	30
(4) 共済事業費用	25	17
共済推進費及び共済保全費	12	7
その他の費用	12	9
共済事業総利益	454	320
(5) 購買事業収益	1,163	1,105
購買品供給高	1,129	1,059
その他の収益	33	46
(6) 購買事業費用	955	943
購買品供給原価	875	864
その他の費用	80	79
購買事業総利益	207	162
(7) 販売事業収益	1,210	1,649
販売品販売高	1,027	1,476
販売手数料	130	103
その他の収益	52	69
(8) 販売事業費用	1,080	1,532
販売品販売原価	918	1,363
販売費	8	7
その他の費用	153	162
販売事業総利益	129	116

科 目	2年度 (自2年4月1日 至3年3月31日)	元年度 (自31年4月1日 至2年3月31日)
(9)その他事業収益	986	987
(10)その他事業費用	552	533
その他事業総利益	434	453
2 事業管理費	1,813	1,505
(1) 人件費	1,132	967
(2) その他事業管理費	681	538
事業利益	182	117
3 事業外収益	96	60
(1) 受取雑利息	0	0
(2) 受取出資配当金	39	37
(3) 賃貸料	23	—
(4) 償却債権取立益	0	—
(5) その他の事業外収益	32	21
4 事業外費用	4	1
(1) 寄付金	0	0
(2) その他の事業外費用	4	0
経常利益	273	176
5 特別利益	2	9
(1) 固定資産処分益	1	—
(2) その他の特別利益	1	9
6 特別損失	376	11
(1) 固定資産処分損	51	0
(2) 固定資産圧縮損	0	—
(3) 減損損失	323	2
(4) その他の特別損失	—	9
税金等調整前当期利益	—	173
税金等調整前当期損失	99	—
法人税、住民税及び事業税	32	8
法人税等調整額	△38	17
法人税等合計	△5	25
当期利益	—	148
当期損失	94	—
当期剰余金	—	148
当期損失金	94	—

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	2年度 (自 2年4月1日 至 3年3月31日)	元年度 (自 31年4月1日 至 2年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	－	173
税金等調整前当期損失	99	－
減価償却費	145	113
減損損失	323	2
のれん償却額	－	－
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 39	△ 92
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5	△ 3
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	－	－
その他引当金等の増減額 (△は減少)	7	6
信用事業資金運用収益	△ 824	△ 606
信用事業資金調達費用	47	47
共済貸付金利息	－	－
共済借入金利息	－	－
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 39	△ 38
支払雑利息	－	－
有価証券関係損益 (△は益)	△ 13	－
固定資産売却損益 (△は益)	50	0
外部出資関係損益 (△は益)	－	－
持分法による投資損益 (△は益)	－	－
資産除去債務関連費用	－	－
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△ 99	△ 805
預金の純増 (△) 減	440	1,231
貯金の純増減 (△)	△ 1,067	△ 292
信用事業借入金の純増減 (△)	△ 0	△ 0
その他信用事業資産の純増減 (△)	189	1
その他信用事業負債の純増減 (△)	△ 16	165
.....		
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	－	－
共済借入金の純増減 (△)	－	－
共済資金の純増減 (△)	△ 88	△ 137
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 4	△ 0
その他共済事業資産の純増減 (△)	0	△ 0
その他共済事業負債の純増減 (△)	0	2
.....		
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	119	△ 126
経済受託債権の純増 (△) 減	23	△ 6
棚卸資産の純増 (△) 減	8	31
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	5	△ 26
経済受託債務の純増減 (△)	0	7
その他経済事業資産の増減 (△)	6	8
その他経済事業負債の増減 (△)	6	4
.....		

科 目	2年度 (自 2年4月1日 至 3年3月31日)	元年度 (自 31年4月1日 至 2年3月31日)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増 (△) 減	△ 190	△ 8
その他負債の増減 (△)	6	△ 54
未払消費税の増減額 (△は減少)	3	1
.....		
信用事業資金運用による収入	824	606
信用事業資金調達による支出	△ 255	△ 46
共済貸付金利息による収入	0	－
共済借入金利息による支出	－	－
.....		
小 計	△ 525	158
雑利息及び出資配当金の受取額	39	38
雑利息の支払額	－	－
.....		
法人税等の支払額	△ 32	△ 8
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 518	189
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	20	－
有価証券の売却による収入	13	－
固定資産の取得による支出	△ 242	△ 160
固定資産の売却による収入	△ 132	27
補助金の受入による収入	1	9
外部出資による支出	－	－
外部出資の売却等による収入	△ 1	－
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	－	－
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	－	－
.....		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 341	△ 123
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備の借入れによる収入	－	－
設備借入金の返済による支出	－	－
出資の増額による収入	204	90
出資の払戻しによる支出	△ 103	△ 33
回転出資金の受入による収入	－	－
回転出資金の払戻しによる支出	－	－
持分の取得による支出	△ 11	△ 3
持分の譲渡による収入	3	2
出資配当金の支払額	△ 14	△ 13
非支配株主への配当金支払額	－	－
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	－	－
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	－	－
.....		
財務活動によるキャッシュ・フロー	77	41
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	－	－
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 498	107
6 現金及び現金同等物の期首残高	872	765
7 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,027	－
8 現金及び現金同等物の期末残高	1,401	872

(8) 連結注記表

当年度(2年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) 子会社……………移動平均法による原価法

(2) 有価証券

①時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(大型農機)……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)……………売価還元法による低価法

その他の棚卸資産……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先債権に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処

分可能見込額及び保証による回収可能額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項について、その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

二 表示方法の変更に関する注記

1. 会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より「会計上の見積りに関する注記」を記載しています。

三 会計上の見積りに関する注記

該当する事項はありません。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,283,782千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	370,990千円
機械装置	501,379千円
土地	67,218千円
その他の有形固定資産	344,194千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金	3,010,000千円
------	-------------

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	468,093千円
子会社等に対する金銭債務の総額	70,989千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	192,252千円
-------------------	-----------

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は5,765千円、延滞債権額は566,737千円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,546千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は582,048千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,591,540千円

- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

五 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	15,527千円
うち事業取引高	15,527千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,007千円
うち事業取引高	60,006千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産(賃貸資産と遊休資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条総合相談センター、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、農機具センターについては、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
橋支所・神戸支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、 その他の有形固定資産、無形固定資産	
氷見支所・禎瑞支所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、 その他の有形固定資産	
いずみの里	営業用店舗	土地、その他の有形固定資産	
武丈の湯	営業用店舗	土地、建物、機械装置	
武丈の里	営業用店舗	土地、建物、その他の有形固定資産	
古川給油所	営業用店舗	土地、機械装置	
旧新堀支所	賃貸資産	土地、建物、無形固定資産	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

橋支所・神戸支所、氷見支所・禎瑞支所については、営業収支は黒字であります。令和4年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変化に伴い、回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

いずみの里、武丈の湯、武丈の里、古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、回収可能価額が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:千円)

場 所	合 計	うち 土地	うち 建物	うち 機械装置	うち その他の有形固定資産	うち 無形固定資産
橋支所・神戸支所	108,824	87,664	18,425	4	2,697	31
氷見支所・禎瑞支所	83,170	64,290	18,033	662	183	-
いずみの里	26,278	25,950	-	-	327	-
武丈の湯	84,389	75,887	5,540	2,961	-	-
武丈の里	5,078	2,474	2,538	-	64	-
古川給油所	2,081	1,750	-	330	-	-
旧新堀支所	14,130	10,351	3,706	-	-	72
合 計	323,954	268,368	48,245	3,960	3,274	104

(4) 回収可能価額の算定方法

橋支所・神戸支所及び氷見支所・禎瑞支所の固定資産の回収可能金額については使用価値を使用しており、適用した割引率は3.123%です。

その他の各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

六 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債権等の有価証券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理

的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.07%下降したものと想定した場合には、経済価値が113,294千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	126,576,419	126,578,594	2,174
有価証券	2,346,240	2,346,240	—
その他の有価証券	2,346,240	2,346,240	—
貸出金	25,313,372		
貸倒引当金(*1、2)	△ 314,380		
貸倒引当金控除後	24,998,991	26,319,691	1,320,700
資産計	153,921,650	155,244,525	1,322,874
貯金	153,144,407	153,202,543	58,136
負債計	153,144,407	153,202,543	58,136

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(*2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金20,201千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Li bor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Li bor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである円Li bor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	4,815,249

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	126,576,419					
有価証券 その他有価証券の内満期があるもの						2,000,000
貸出金(*1、2)	1,965,378	1,479,669	1,384,433	1,468,719	1,502,759	17,351,337
合計	128,541,797	1,479,669	1,384,433	1,468,719	1,502,759	19,351,337

(*1) 貸出金のうち、当座貸越189,144千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等140,872千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	142,527,072	7,924,279	2,249,834	202,902	104,235	136,085
合計	142,527,072	7,924,279	2,249,834	202,902	104,235	136,085

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

七 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国債	2,346,240	1,998,975	347,264

*なお、上記差額から繰延税金負債96,053千円を差し引いた額251,210千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、外部出資株式1,999千円の減損処理を行っています。

時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

八 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 23,438千円
合併による増加額	△ 218,463千円
退職給付費用	△ 26,688千円
退職給付の支払額	△ 15,574千円
年金制度への拠出金	△ 58,014千円
前払年金費用	△ 342,179千円

3. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,140,506千円
年金資産	△ 1,482,686千円
前払年金費用	△ 342,179千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△ 26,688千円
----------------	------------

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,999千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、251,301千円となっています。

九 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	68,181千円
役員退職給与引当金	15,982千円
未収貸付金利息	2,748千円
部会繰越金否認	8,300千円
賞与引当金	7,480千円
減価償却超過額	92,339千円
減損損失	41,774千円
資産除去債務	9,097千円
その他	16,730千円
繰延税金資産小計	262,635千円
評価性引当額	△ 207,985千円
繰延税金資産合計(A)	54,650千円
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務)	△ 1,299千円
前払年金費用	△ 94,646千円
その他有価証券評価差額金	△ 96,053千円
繰延税金負債合計(B)	△ 191,999千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 137,349千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は税引前当期損失となっているため、記載を省略しています。

十 その他の注記

1. リース取引に関する注記

リース会計基準等に基づく、当事業年度におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(借手側)

(1) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は29,271千円です。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,325千円
受取利息相当分	△ 1,391千円
合 計	15,934千円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	2,468千円	2,468千円	2,468千円	2,468千円	2,468千円	4,985千円

十一 合併に関する注記

当事業年度において、合併対象資産の全部について、当該合併直前の帳簿価額を付す合併が行われています。

1. 被合併組合の名称 新居浜市農業協同組合
2. 合併の目的 合併を通じて、2 J Aが持つ経営資源を有効かつ有機的に活用し「健全で堅固な J A経営」を確立し、安定的かつ高水準の総合事業活動を継続的に提供し、組合員及び地域の皆さまが安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。
3. 合併日 令和2年11月1日
4. 合併存続組合の名称 西条市農業協同組合
(合併後 えひめ未来農業協同組合に名称変更)
5. 合併比率及び算定方法 1対1の対等合併
6. 出資1口当たりの金額 1,000円
7. 被合併組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳
資 産 90,903,685千円(うち預金 73,623,254千円、うち有価証券 2,366,850千円、
うち貸出金 7,939,514千円、うち経済事業未収金 47,070千円)
負 債 84,708,266千円(うち貯金 83,363,220千円)
純資産 6,195,419千円(うち出資金 837,903千円)
なお、これらについては帳簿価額で処理しており、会計処理も統一しています。

十二 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結される範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等… 1社
株式会社エス・エイ・シー

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

4. 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

十三 連結キャッシュ・フローに関する注記

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	127,276百万円
定期預金及び譲渡性預金	125,875百万円
現金及び現金同等物	1,401百万円

前年度(元年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) 子会社……………移動平均法による原価法

(2) 有価証券

①時価のない有価証券……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料、農薬)……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(大型農機)……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外)……………売価還元法による低価法

その他の棚卸資産……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用します。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先債権に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額

を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

二 表示方法の変更に関する注記

1. 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に事業毎の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

三 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,283,782千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	626,725千円
機械装置	501,379千円
土地	67,218千円
その他の有形固定資産	88,458千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金 2,500,000千円

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 501,462千円

子会社等に対する金銭債務の総額 75,442千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 196,865千円

5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は5,805千円、延滞債権額は481,436千円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は358,532千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は845,773千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 1,373,617千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

四 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	16,209千円
うち事業取引高	16,209千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,007千円
うち事業取引高	60,000千円
うち事業取引以外の取引高	7千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、又、業務外固定資産(賃貸固定資産と遊休資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、あぐりセンター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
武 丈 の 湯	営業用店舗	土 地	
い ず み の 里	営業用店舗	土 地	
み ず ほ の 里	営業用店舗	土 地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

武丈の湯、いずみの里、みずほの里は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

武丈の湯	1,945千円(土地 1,945千円)
いずみの里	459千円(土地 459千円)
みずほの里	132千円(土地 132千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

3. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

五 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資営業課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュフローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針に基づき、リスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.15%下降したものと想定した場合には、経済価値が103,077千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	53,959,051	53,961,656	2,605
貸出金	17,290,777		
貸倒引当金(*1、2)	△ 325,020		
貸倒引当金控除後	16,965,757	18,096,516	1,130,759
資産計	70,924,808	72,058,173	1,133,364
貯金	70,852,986	70,881,413	28,426
負債計	70,852,986	70,881,413	28,426

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金2,822千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレー

トである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュフローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	2,170,894
外部出資等損失引当金	0
引当金控除後	2,170,893

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	53,959,051					
貸出金(*1、2)	1,285,782	1,103,782	962,642	881,859	1,021,653	11,888,440
合計	55,244,833	1,103,782	962,642	881,859	1,021,653	11,888,440

(*1) 貸出金のうち、当座貸越142,540千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等143,795千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	65,005,025	2,188,220	3,375,124	140,891	70,011	73,714
合計	65,005,025	2,188,220	3,375,124	140,891	70,011	73,714

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めて開示しています。

六 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 2,166千円
退職給付費用	31,075千円
退職給付の支払額	△ 8,988千円
年金制度への拠出金	△ 43,358千円
前払年金費用	△ 23,438千円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	552,553千円
年金資産	△ 578,158千円
未積立退職給付債務	△ 2,166千円
前払年金費用	△ 23,438千円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	31,075千円
----------------	----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,019千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、177,394千円となっています。

七 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	78,997千円
役員退職給与引当金	9,304千円
未取貸付金利息	8,530千円
部会繰越金否認	7,806千円
賞与引当金	4,298千円
減価償却超過額	63,825千円
減損損失	9,973千円
資産除去債務	6,300千円
繰越欠損金	4,945千円
その他	<u>2,195千円</u>
繰延税金資産小計	196,178千円
評価性引当額	<u>△ 144,502千円</u>
繰延税金資産合計(A)	51,676千円

繰延税金負債

有形固定資産(資産除去債務)	△ 1,575千円
前払年金費用	<u>△ 6,483千円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△ 8,058千円</u>
繰延税金資産の純額(A) + (B)	43,617千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率

(調整)	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.84
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.32
住民税均等割等	1.48
評価性引当額の増減	△ 19.48
修正申告による影響	2.05
その他	△ 0.76
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.47%

八 重要な後発事象に関する注記

当組合は、新居浜市農業協同組合と合併する旨の合併契約を令和2年5月10日に締結しました。この契約に基づき、西条市農業協同組合の定款を使用することとし、令和2年6月3日開催予定の合併臨時総代会承認後の令和2年11月1日に合併する予定です。

九 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結される範囲に関する書類

連結される子会社・子法人等…1社
株式会社エス・エイ・シー

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

4. 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

十 連結キャッシュ・フローに関する注記

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金中の当座預金、普通預金及び通知預金」となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	54,287百万円
定期預金及び譲渡性預金	<u>53,415百万円</u>
現金及び現金同等物	872百万円

(9) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2年度	元年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	383	383
2 資本剰余金増加高	2	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	385	383
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	2,732	2,596
2 利益剰余金増加高	4,036	150
当期剰余金	—	148
再評価差額金取崩	974	2
合併による増加	3,062	—
3 利益剰余金減少高	121	14
当期損失金	94	—
配当金	27	14
4 利益剰余金期末残高	6,647	2,732

(10) 連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位:千円)

区 分	2年度	元年度	増 減
破綻先債権額	5,765	5,805	△ 40
延滞債権額	566,737	481,436	85,301
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	9,546	358,532	△ 348,986
合 計	582,048	845,773	△ 263,725

- (注) 1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金をいいます。
2. 延滞債権
未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。
3. 3ヶ月以上延滞債権
元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	2年度	元年度
信用事業	事業収益	883	666
	経常利益	197	167
	資産の額	154,453	70,831
共済事業	事業収益	480	338
	経常利益	94	64
	資産の額	0	0
農業関連事業	事業収益	2,343	2,715
	経常利益	△ 6	△ 44
	資産の額	—	—
その他事業	事業収益	1,016	1,026
	経常利益	△ 12	△ 10
	資産の額	571	617
計	事業収益	4,722	4,745
	経常利益	273	176
	資産の額	155,024	71,448

2. 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

3年3月末における連結自己資本比率は、15.65%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	えひめ未来農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,949百万円 (前年度1,010百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2年度	元年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,860,026	4,036,225
うち、出資金及び資本準備金の額	2,335,177	1,393,850
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	6,563,905	2,660,655
うち、外部流出予定額(△)	27,416	14,700
うち、上記以外に該当するものの額	△ 11,640	△ 3,581
コア資本に算入される評価・換算差額等	0	0
うち、退職給付に係るものの額	0	0
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	0	0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15,315	12,280
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15,315	12,280
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
うち、回転出資金の額	0	0
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	432,176	333,901
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,307,518	4,382,406
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	13,844	14,374
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	13,844	14,374
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0
適格引当金不足額	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0
退職給付に係る資産の額	342,179	23,438
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0

項目	2年度	元年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	356,024	37,813
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,951,494	4,344,593
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	53,666,551	28,341,962
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,201,305	1,855,006
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	3,201,305	1,855,006
うち、上記以外に該当するものの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,508,651	3,214,064
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	57,175,202	31,556,027
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.65	13.77

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスクアセット	2年度			元年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	699	-	-	328	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	139	-	-	151	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	126,617	25,323	1,012	53,966	10,793	431
法人等向け	2,489	2,275	91	1,619	1,404	56
中小企業等向け及び個人向け	1,313	788	31	684	382	15
抵当権付住宅ローン	4,079	1,410	56	2,963	1,018	40
不動産取得等事業向け	97	97	3	-	-	-
三月以上延滞等	131	46	1	189	85	3
取立未済手形	12	2	0	8	1	0
信用保証協会等保証付	14,816	1,472	58	8,533	847	33
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	349	349	13	224	224	8
うち出資等のエクスポージャー	349	349	13	224	224	8
うち重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
上記以外	12,176	18,728	749	8,880	11,727	469
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,463	11,159	446	1,946	4,865	194
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	51	129	5
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその外部TLAC関連調達手段のうち、その外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	7,713	7,568	302	6,882	6,733	269
証券化	-	-	-	-	-	-
うちSTC要件適用分	-	-	-	-	-	-
うち非STC適用分	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-

信用リスクアセット	2年度			元年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちロックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	3,201	128	—	1,855	74
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	164,926	53,696	2,147	77,549	28,341	1,133
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	164,926	53,696	2,147	77,549	28,341	1,133
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	3,508	140	3,214	128		
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	57,204	2,288	31,556	1,262		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株 式 会 社 格 付 投 資 情 報 セ ン タ ー (R & I)
株 式 会 社 日 本 格 付 研 究 所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I、M o o d y ' s、J C R、S & P、F i t c h	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I、M o o d y ' s、J C R、S & P、F i t c h	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位:百万円)

区分	2年度					元年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	164,926	25,327	2,002	-	131	77,549	17,328	-	-	189
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	164,926	25,327	2,002	-	131	77,549	17,328	-	-	189
法人	農業	729	729	-	-	89	89	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	363	363	-	-	8	8	-	-	-
	鉱業	18	18	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	3,000	2,970	-	-	2	1,625	1,595	-	21
	電気・ガス・熱供給・水道業	29	29	-	-	7	7	-	-	-
	運輸・通信業	294	294	-	-	233	233	-	-	31
	金融・保険業	131,218	13	-	-	55,993	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,143	934	-	-	6	845	723	-	7
日本国政府・地方公共団体	2,196	194	2,002	-	-	158	158	-	-	
上記以外	920	920	-	-	-	74	74	-	-	
個人	19,145	18,857	-	-	122	14,437	14,437	-	-	129
その他	5,866	-	-	-	-	4,075	-	-	-	-
業種別残高計	164,926	25,327	2,002	-	131	77,549	17,328	-	-	189
残存期間別残高計	164,926	25,327	2,002	-	-	77,549	17,328	-	-	-
1年以下	126,934	316	-	-	-	54,130	164	-	-	-
1年超3年以下	488	488	-	-	-	477	477	-	-	-
3年超5年以下	1,118	1,118	-	-	-	727	727	-	-	-
5年超7年以下	1,057	1,057	-	-	-	667	667	-	-	-
7年超10年以下	1,468	1,468	-	-	-	1,144	1,144	-	-	-
10年超	22,461	20,459	2,002	-	-	13,785	13,785	-	-	-
期限の定めのないもの	11,398	418	-	-	-	6,615	361	-	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

区分	2年度				元年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	11	14	-	11	14	20	11	-	20	11
個別貸倒引当金	330	311	19	311	311	414	330	73	340	330

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位:百万円)

区分	2年度						元年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	330	311	19	311	311	-	414	330	73	340	330	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	330	311	19	311	311	-	414	330	73	340	330	-	
法人	農業	-	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	16	-	-	16	-	-	24	16	-	24	16	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	211	177	-	211	177	-	212	211	-	212	211	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	7	6	-	7	6	-	7	7	-	7	7	-
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	95	123	19	95	123	19	169	96	73	97	95	73	
業種別計	330	311	19	311	311	19	414	330	73	340	330	73	

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位:百万円)

区分	リスク・ウェイト	2年度			元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	3,378	3,378	-	916	916
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	14,725	14,725	-	8,475	8,475
	20%	-	126,630	126,630	-	53,974	53,974
	35%	-	4,038	4,038	-	2,908	2,908
	50%	-	32	32	-	105	105
	75%	-	1,068	1,068	-	512	512
	100%	-	13,712	13,712	-	10,455	10,455
	150%	-	47	47	-	57	57
250%	-	4,463	4,463	-	1,997	1,997	
その他	-	-	-	-	-	-	
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	168,098	168,098	-	79,404	79,404	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	2年度			元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	7	0	—	1	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	7	0	—	1	—	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2年度		元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	4,813	4,813	2,170	2,170
合 計	4,813	4,813	2,170	2,170

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当はありません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,329	844	88	15
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,294	802		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,329	844		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,950		4,343	

3. 財務諸表の正確性等にかかる確認

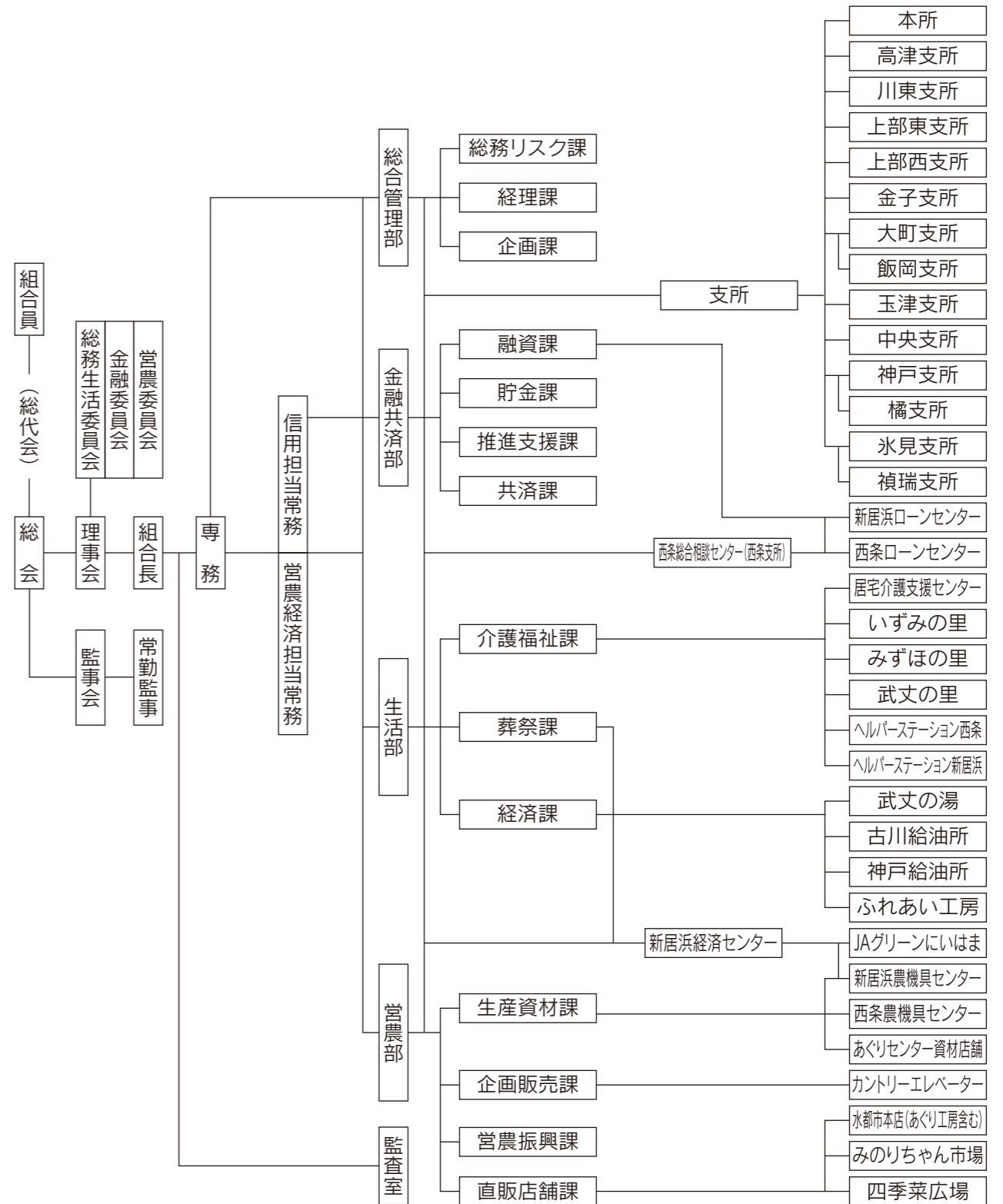
確認書

- 私は、当JAの2年4月1日から3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

3年7月19日
えひめ未来農業協同組合
代表理事組合長 加藤 尚

【JAの概要】

1. 機構図(3年7月現在)



2. 役員構成(役員一覧)

(3年7月現在)

役 職	氏 名	役 職	氏 名
代表理事組合長	加藤 尚	理 事	宇佐美 金正
代表理事専務	保利 公洋	理 事	松本 真一郎
常務理事	岡部 成彦	理 事	丹 安弘
常務理事	久岡 幸男	理 事	加藤 卓雄
理 事	岡田 朗	理 事	石川 篤志
理 事	近藤 孝志	理 事	伊藤 津好
理 事	園部 克志	理 事	宮崎 桂一
理 事	佐光 正裕	理 事	井下 ちづる
理 事	伊藤 俊一	理 事	三船 一良
理 事	藤田 理	理 事	津島 美智子
理 事	原 英俊	理 事	高橋 豊重
理 事	藤田 賢市	代 表 監 事	神野 師算
理 事	村上 嘉一	常 勤 監 事	高木 千香
理 事	渡邊 勝俊	監 事	横川 達良
理 事	片上 忍	監 事	一色 信之
理 事	越智 文雄	監 事	大隆 政子
理 事	上路 利春	監 事	黒河 安徳

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(3年7月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町 14階

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	2年度	元年度	増減
正 組 合 員	5,858	3,316	2,542
個 人	5,842	3,305	2,537
法 人	16	11	5
准 組 合 員	18,311	8,688	9,623
個 人	18,290	8,680	9,610
法 人	21	8	13
合 計	24,169	12,004	12,165

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
運 営 委 員 会	566	白 ね ぎ 部 会	21
女 性 部	1,311	里 芋 部 会	91
い ず み の 会	55	な す 部 会	14
年 金 友 の 会	12,023	と き め き 水 都 市	744
青 農 く ら ぶ	131	た ま ね ぎ 部 会	13
稲 作 部 会	880	ハ ウ ス 部 会	1
麦 作 部 会	55	一 寸 蚕 豆 部 会	8
ほ う れ ん 草 部 会	17	キ ュ ウ リ 部 会	7
い ち ご 部 会	19	果 樹 部 会	74
七 草 部 会	14	畜 産 部 会	2
青 ね ぎ 部 会	7	あ か が ね 市 部 会	290

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

7. 地区一覧

新居浜市(別子山を除く)、西条市明屋敷、荒川、安知生、安知生新開、飯岡、市之川、大浜、大保木、大町、神拝、喜多川、黒瀬、栄町、坂元、下島山、新田、洲之内、千町、大師町、玉津、朔日市、津越、禎瑞、天神、兎之山、中奥、中西、中西新開、中野、鍋倉新開、櫛木、西相生、西泉、西泉西新開、西泉東新開、西田、西田新開、西田西新開、西之川、野々市、早川、ひうち、東相生、東之川、東町、樋之口、氷見、氷見石岡新開、氷見西新開、氷見東新開、氷見南新開、福武、藤之石、船屋、古川、保野、本町、丸野、港、明神木区域

8. 沿革・あゆみ

昭和 40年 11月 1日	西条市内8農協が合併し、西条市農業協同組合発足
昭和 41年 3月	本所運営委員会設立
昭和 43年 10月	交通事故相談業務開始
昭和 45年 10月	神戸給油所落成
昭和 46年 10月	古川給油所落成
昭和 50年 3月	禎瑞醸造工場落成
昭和 50年 10月	合併10周年記念式典、貯金100億円達成
昭和 51年 12月	神戸野菜集出荷場落成
昭和 52年 9月	神戸低温農業倉庫落成
昭和 53年 12月	玉津いちご集出荷場落成
昭和 54年 11月	本所会館新築落成
昭和 54年 12月	結婚式場オープン
昭和 55年 8月	貯金業務オンラインシステム開通
昭和 55年 11月	プロパンガス全戸利用運動展開
昭和 57年 5月	営農センター（アグリセンター）落成
昭和 58年 12月	長期共済保有契約高1,000億円突破、貯金200億円達成
昭和 59年 5月	第1回農協まつり
昭和 59年 9月	現金自動支払機（CD）本所設置
昭和 60年 9月	本所および各支所（飯岡、玉津、神戸、橘、氷見、禎瑞）に現金自動取引機（ATM）設置、合併20周年記念大会
昭和 61年 8月	青壮年部設立
昭和 62年 12月	くらしの協同運動開始
平成 2年 5月	カントリーエレベーター落成、稼働
平成 2年 12月	貯金300億円達成
平成 3年 3月	青空100円市始まる
平成 4年 4月	培養土製造施設（ホワイトセンター）落成 結婚式場を「WeddingHallはなゆい」に改称
平成 5年 3月	水稲・野菜育苗施設（グリーンセンター）落成
平成 6年 6月	古川給油所新装オープン
平成 7年 10月	野菜直販所「ときめき水都市本店」オープン
平成 7年 11月	合併30周年記念式典
平成 8年 3月	葬祭センターオープン
平成 8年 4月	合併30周年記念「瀬川瑛子ショー」
平成 8年 10月	野菜直販所「ときめき水都市飯岡店」オープン
平成 9年 1月	「西条市農業協同組合三十年史」刊行
平成 9年 4月	神戸給油所新築落成
平成 9年 11月	長期共済保有契約高2,000億円突破
平成 10年 1月	野菜直販所「ときめき水都市新居浜店」オープン
平成 10年 4月	年金友の会ドリームフェスタ' 3000開催 野菜直販所「ときめき水都市喜光地店」オープン
平成 10年 7月	株式会社エス・エイ・シー設立
平成 11年 3月	J A西条・J Aおおまち合併予備契約調印式 J A西条助け合い組織「いずみの会」設立 野菜直販所「ときめき水都市松山店」オープン
平成 11年 7月	J A西条・J Aおおまち合併、新「西条市農業協同組合」発足 総合葬祭式場「ルミエール西条」新築落成
平成 12年 4月	高齢者福祉事業スタート
平成 12年 9月	デイサービスセンター「いずみの里」落成
平成 13年 4月	野菜直販所「ときめき水都市松山天山店」オープン
平成 13年 12月	健康増進施設「武丈の湯」オープン
平成 14年 4月	神拝・新堀支所が統合。中央支所に名称変更
平成 15年 3月	J A西条福祉センターオープン 野菜直販所「ときめき水都市今治喜田村店」オープン
平成 15年 4月	加茂・大保木支所を神戸支所へ統合

平成 15年 11月	野菜直販所「ときめき水都市馬越店」オープン
平成 15年 12月	分析センター落成式
平成 16年 11月	総合葬祭式場「ルミエール法要会館」新築落成
平成 16年 12月	総合葬祭式場「ルミエールあずま会館」新築落成
平成 17年 3月	野菜直販所「ときめき水都市立花鳥生店」オープン 野菜直販所「ときめき水都市立花郷店」オープン
平成 17年 10月	野菜直販所「ときめき水都市新居浜中萩店」オープン 野菜直販所「ときめき水都市新居浜金子店」オープン
平成 17年 12月	総合葬祭式場「ルミエールいしづち会館」新築落成
平成 18年 6月	野菜直販所「ときめき水都市新居浜西原店」オープン
平成 18年 9月	野菜直販所「ときめき水都市新居浜店」新装オープン
平成 18年 11月	あぐり工房リニューアルオープン
平成 19年 5月	野菜直販所「ときめき水都市多喜浜店」オープン
平成 20年 10月	野菜直販所「ときめき水都市本店・武丈店」リニューアルオープン
平成 23年 8月	新営農センターオープン
平成 23年 10月	農機具センターオープン
平成 25年 5月	女性部加工施設「ふれあい工房」オープン
平成 25年 6月	ローン相談センターオープン
平成 25年 7月	野菜直販所「ときめき水都市紺屋店みのりちゃん市場」オープン
平成 26年 1月	デイサービスセンター「みずほの里」落成
平成 26年 5月	総合葬祭式場「思恩」新築落成
平成 27年 5月	加工業務用玉ねぎ倉庫稼働
平成 28年 7月	小規模多機能型居宅介護施設「武丈の里」落成
令和 2年 11月	J A西条・J A新居浜市合併、新「えひめ未来農業協同組合」発足

9. 店舗等のご案内

(3年7月現在)

施設名		住所	電話番号	ATM設置台数
本館	〒792-0804	新居浜市田所町3-63	0897-37-1004	
新居浜ローンセンター	〒792-0804	新居浜市田所町3-63	0897-37-8739	
直売所あかがね市「四季菜広場」	〒792-0804	新居浜市田所町3-63	0897-31-0181	
本所	〒792-0804	新居浜市田所町3-63	0897-34-0856	1台
高津支所	〒792-0867	新居浜市高津町12-29	0897-34-5409	1台
川東支所	〒792-0881	新居浜市松神子1-2-35	0897-46-1888	1台
上部東支所	〒792-0823	新居浜市外山町15-37	0897-41-0823	1台
上部西支所	〒792-0050	新居浜市萩生1168-1	0897-41-0821	1台
金子支所	〒792-0025	新居浜市一宮町1-9-20	0897-35-3133	1台
新居浜経済センター	J Aグリーンにいほま (営農資材/生活資材)	〒792-0812 新居浜市坂井町3-10-40	0897-41-7016	1台
	(共販/営農指導/育苗)		0897-41-5701	
	(住宅)		0897-41-7607	
	(葬祭/観光)		0897-41-0983	
	(生活指導)		0897-41-7016	
	(燃料(LPガス))		0897-41-8215	
	(ヘルパーステーション新居浜)		0897-47-5900	
	農機具センター		0897-41-7600	
食配直通電話	0897-41-0800 フリーダイヤル0120-340801			
西条総合相談センター	〒793-0041	西条市神拝甲478-1	0897-56-1800	
西条ローンセンター	〒793-0041	西条市神拝甲478-1	0897-56-1800	
はなゆい	〒793-0041	西条市神拝甲478-1	0897-56-1818	
あぐりセンター	〒793-0052	西条市中西新開111-1	0897-56-9000	1台
西条支所	〒793-0041	西条市神拝甲478-1	0897-56-1800	1台
飯岡支所	〒793-0010	西条市飯岡2258	0897-56-2767	1台
玉津支所	〒793-0027	西条市朔日市143-1	0897-56-1331	1台
中央支所	〒793-0041	西条市神拝甲500-1	0897-56-3065 0897-56-3071	1台
神戸支所	〒793-0053	西条市洲之内甲163	0897-56-3770	1台
橘支所	〒793-0065	西条市櫛木138-2	0897-57-9234	1台
氷見支所	〒793-0072	西条市氷見乙989-1	0897-57-9011	1台
禎瑞支所	〒793-0061	西条市禎瑞1033	0897-56-1180	1台
大町支所	〒793-0030	西条市大町200-4	0897-56-5111	1台
神戸給油所	〒793-0053	西条市洲之内甲163-3	0897-56-5000	
古川給油所	〒793-0044	西条市古川甲297-2	0897-55-4186	
居宅介護支援センター	〒793-0030	西条市大町200-1	0897-52-1500	
ヘルパーステーション西条				
デイサービスセンター いずみの里	〒793-0030	西条市大町200-6	0897-52-1600	
デイサービスセンター みずほの里	〒793-0061	西条市禎瑞1033	0897-56-3100	
小規模多機能型居宅介護施設 武丈の里	〒793-0030	西条市大町980-4	0897-55-2101	
健康増進施設 武丈の湯	〒793-0030	西条市大町209	0897-52-1126	
西条農機具センター	〒793-0052	西条市中西新開60	0897-56-1805	
プロパンガス	〒793-0052	西条市中西新開111-1	0897-56-9050	

施設名	住所	電話番号	ATM設置台数
カントリーエレベーター	〒793-0052 西条市中西新開60	0897-55-5770	
グリーンセンター	〒793-0063 西条市西泉東新開1-1	0897-56-8118	
ホワイトセンター	〒793-0063 西条市西泉甲101	0897-57-6112	
神戸野菜集出荷場	〒793-0053 西条市洲之内甲343-1	0897-55-8133	
水都市本店	〒793-0041 西条市神拝甲487-4	0897-53-6771	
食配(ひめライス・みそ)	〒793-0041 西条市神拝甲487-4	0897-55-1200 フリーダイヤル0120-801201	
こめっこぼん。あぐり工房	〒793-0041 西条市神拝甲488-5	0897-56-8833	
みのりちゃん市場	〒793-0025 西条市栄町260	0897-53-7333	
ふれあい工房	〒793-0041 西条市栄町260	0897-55-0160	

●関連施設●

総合葬祭式場 ルミエール西条	〒793-0030	西条市大町937-1	0897-56-2500	
----------------	-----------	------------	--------------	--

MEMO

DISCLOSURE 2021
J A えひめ未来の現況

発行 令和3年7月
編集 えひめ未来農業協同組合 総務リスク課
〒792-0804 新居浜市田所町3-63
TEL (0897) 37-1004
印刷所 東田印刷株式会社



JAえひめ未来キャラクター



〒792-0804 愛媛県新居浜市田所町3-63
TEL(0897)37-1004 / FAX(0897)34-1185
<https://ja-ehimemirai.or.jp>